

第百八回国会 文教委員会 議 録 第 四 号

昭和六十二年五月二十六日(火曜日)

午後二時一分開議

出席委員

委員長 愛知 和男君

理事 北川 正恭君 理事 高村 正彦君

理事 中村 靖君 理事 鳩山 邦夫君

理事 町村 信孝君 理事 佐藤 徳雄君

理事 鍛冶 清君 理事 林 保夫君

理事 逢沢 一郎君 理事 青木 正久君

井出 正一君 理事 古賀 正浩君

佐藤 敏夫君 理事 齊藤 斗志二君

杉浦 正健君 理事 谷川 和徳君

渡辺 三朗君 理事 松田 岩夫君

渡辺 栄一君 理事 江田 五月君

沢藤 礼次郎君 理事 中西 續介君

馬場 昇君 理事 有島 重武君

北橋 健治君 理事 石井 郁子君

山原 健二郎君

出席國務大臣

文部 大臣 塩川 正十郎君

出席政府委員

文部 大臣官房長 古村 澄一君

文部 大臣官房総務審議官 川村 恒明君

文部 省初等中等教育局長 面崎 清久君

文部 省教育助成局長 加戸 守行君

文部 省高等教育局長 阿部 充夫君

文部 省高等教育局私学部長 坂元 弘直君

文部 省学術国際局長 植木 浩君

文部 省社会教育局長 澤田 道也君

文部 省体育局長 國分 正明君

委員外の出席者

文教委員会調査室長 高木 高明君

委員の異動

五月二十六日

辞任

石井 郁子君

同日

辞任

金子 満広君

補欠選任

金子 満広君

補欠選任

石井 郁子君

本日の会議に付した案件

閉会中審査に関する件

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

文教行政の基本施策に関する件

○愛知委員長 これより会議を開きます。

文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋でございます。冒頭にまず、先般の文教委員会が最初に取上げました課題、すなわち臨教審第一次答申が最も重要な今後の改革の柱といたしました学歴社会の打破について、お伺いをいたします。

臨教審答申は、学歴社会を打破する見地から、一つの施策として、指定校制度あるいは青田買い等の横行に対して自粛を求めるように明記をしております。そして、先般の委員会が私の方から文部大臣に對しまして、文教行政の見地か

ら、大臣としても、この指定校制度等について産業界等に是正を求めていくように積極的な対処をお願いしたところでございますが、先般報道されたところによりますと、文部大臣が財界の首脳に会われたその会談の席上で、この問題についてお触れになられたということをお伺いしまして、心から敬意を表する次第でございます。

そこで、大臣にお伺いしたいのでございますが、その財界首脳との話し合いにおいて、学歴社会打破の一環として、指定校制度等の改善について今後どのような改善が期待できるか、感触を持たれているか、お伺いをしたいと思います。

〔委員長退席、鳩山(邦)委員長代理着席〕

○塩川國務大臣 この件につきましては、実は過日、日本経営者団体連盟の大槻会長が辞任されまして新しく鈴木さんが会長になられました。その鈴木さんと専務理事とが表敬ということで私の大臣室へお越しになりました。来年度の就職もスムーズにいくように日経連としても協力したいというお話がございました。その中で、私の方から、

昨年九月におとりになりました日経連の方針というものは非常に結構でございますので、今後これを定着していただいで、就職の機会を公平に大学を卒業する者に与えてやってほしいということ。二番目の問題として、これは、現在大企業の中では依然として指定校制をとっておりますところがある、これは企業側があえて閉鎖的にやっておりますとは思わなければならない、指定校制の方が採用の場合有利だということでおやりになっておるのだからうけれども、学生の方から見ると、どの大学を出てもどの企業でも行ける、そういう道を開いてほしいという希望を皆持っておるので、学歴社会偏重の意味においてもぜひ御協力を願いたい。こういうことを申したのであります。それはもう趣旨はよくわかりました。については、まず第一点

の昨年とりましたあの方針を堅持してまいりますということ。それから、近く開かれます各企業の採用責任者、つまり人事担当者が集まりました席で、ぜひ採用の学校を拡大してもらおうように私から申します。ただし、その際に問題になりますのは、全国で千校からの大学がございまして、それ全部に対してということはなかなか会社としても難しいので、その点をどうするかということが私も心配になっておりますけれども、しかしその趣旨はよくわかりましたので、少しでもその趣旨に沿うように努力いたします。こういうことでお別れした次第です。

○北橋委員 臨教審の答申でどんなにいいアイデアが出されても、実際にそれが実現しませんでした。絵にかいたもちになつてしまっています。その意味で、この問題について文部大臣が今後とも積極的に対処されますことをお願いいたします。

次に、女性の社会進出について、世間には文部大臣の真意が十分伝わっていないかと思っております。週刊誌にそのことが掲載されました話題になつております。きょうはその現物も持つてまいろうと思いましたが、国会の本屋さんでは既に売り切れでございます。大変な反響でございます。私の地元でも、働きに出ていた女性が非常に多い地域でございますので、文部大臣の発言についてはその真意をぜひ聞いていただきたい、そういう要望も私の方に来ておりました。

大臣があの場で述べられておりますことは、一国会議員の立場でありましたらそれはそれで一つの見識として受けとめるわけでございますが、特に今文部省、臨教審が、生涯教育という観点から、教育を幅広く生涯のライフサイクルの中で新しい観点からとらえ直し、総合的な教育改革を推進されようとしておりますだけに、大臣の発言というのは非常に重みがあると思えます。

それで、文部大臣にお伺いいたしますけれども、女性の社会的な進出について、その点に関して非常に誤解を招いている節もあると思うのですけれども、大臣の真意としてはどういうところにあるのでしょうか、ぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○塩川国務大臣 私、実際率直な気持ちで言つたのですけれども、親御さんが二人とも朝早くから出てしまつて仕事が終わつて帰ってくる、その間に子供が学校から帰ってくる、だれもいないというところは子供にとりましては非常に寂しいだろう、こう思ひまして、できればそれは夫婦共稼ぎで働かなければならないような家庭もあるでしょう。あるいはそのお母さんが特異な能力を持つておられて、この能力が社会的に要請されておるといふ方もあると思ひます。しかし、小学校へ子供が行つておるその親御さんを見ました場合に、五十数%のお母さんが職業を持つておるといふのは、私はちよつと多いなという感じが実はしておりました。かねてからしておつたのです。そこで、まあ夫婦でしばらく子供のために辛抱して、子供を中心に家庭をやつてやろうというところであるならば、お母さんができるだけ家におつてやるようにしていただきたい。例えばお勤めあるいはお仕事を待つたつて、時間の配慮とかいろいろなことでもそういうことができるならばそうしてやつてほしい。だから、お母さんは家庭を大事にして家庭を守るようにしてほしいということをお母さんが言ひましたのです。

だからといって、お母さん方が家庭を守つておらないとは私は言ひません。そんなことを言つておるのではございません。ちよつと学校へ行つておる子供を持つておる母親はできるだけ家庭に戻つてやつてほしい。お母さんが働かなくても何とかその一家が食つていけるというのだったら、まあしばらく辛抱していただいて、子供が義務教育を終つてからでも結構ですから大いに社会に進出して能力を発揮していただき、また社会的貢献もしていただきたい、こういうことを申してお

るわけでありませう。

○北橋委員 大臣の御趣旨はよくわかります。ただ、最近の経済環境の悪化に伴ひまして、婦人が夫の収入だけでは家計をやりくりできないという現状はますます強まつてきておりまして、そのために、子供のことを思うと後ろ髪が引かれるけれども、やむを得ず遅くまで働きに出ざるを得ないというパートの婦人、あるいは職業を持たれた婦人が少なくないわけでございます。そういう方々の気持ちを考えますと、もう少し表現の仕方がほかにあつてよかつたのではないかと申すので、すけれども、大臣としては、子供のことを思ひながらまあお生活のために働きに出ざるを得ない、そういうたゞ多くの御婦人の方の気持ちは十二分に御理解をしておる言ひだつたわけですね。

○塩川国務大臣 もちろんそうでございます。

○北橋委員 それでは、この問題については大臣の真意もわかりましますので、この辺でおきたいと思ひます。

きよは、信仰の問題と学校教育の問題にかかわることについて、文部省当局にお伺いをさせていただきますかと思ひます。

たまたま私の手元にあります記録というのは兵庫県の高等学校の例でございますけれども、キリスト教の一派の中にエホバの証人という信者さんがいらつしやいます。日本でも二、三十万人ぐらゐはいらつしやるのではないかと推定もありませんけれども、実態はよくわかりません。そのエホバの証人という教を信じている高校生が、学校の教育に関して今までに聞いたことがないようなトラブルというのでしようか、学校と生徒さんとの間に考え方が合わないという事例が頻生をいたしておられます。この点についてきよは文部省の対応をお伺いするわけでございますが、大臣もこのういつたケースは余りお耳にされたことがないと思ひますので簡単に申し上げますと、エホバの神以外に崇拝する対象があつてはならないというのが教の基本でございます。そのために、体育授業の格闘技、例えば柔道の時間には参加を拒否

しているということ。あるいは国歌の斉唱や国旗の掲揚、あるいは校歌を斉唱するということに対しても拒否をするということもございませう。また、生物の授業で進化論が出てまいりますと教科書を閉じてポイコトをする。世界史でも十字軍の遠征とかいつた問題が出てまいりますと同様にその授業を聞かない。あるいは生徒会活動の選挙等においても、新しく崇拝する者をつくりかねないということ。一切そういう活動には参加をしないといつた高校生が、兵庫県下のある高校で三人いらつしやつたわけですね。

それで、学校では非常に対応に苦慮されたわけでありませうけれども、結論として、三月の卒業式の際には卒業留保という形で卒業証書を授与しない、こういう措置をとりまして、その後、家族本人との精力的な話し合いの結果、卒業を認めたという経緯があると聞いておりますが、問題は、その間において文部省がどのようなアドバイスなり対応をされていたかということでございます。信仰と学校教育のかかわりについては非常に難しい問題があらわれますが、文部省の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○西崎政府委員 先生御指摘のケースにつきましても、基本的な学校教育の姿といたしましては、公立高等学校を志願する生徒は公立高等学校における教育課程に従うという姿で教育を受けていただくというのが筋でございます。やはり体育という必修の授業で行われる内容についてもあるいは学校教育等においても、学校が定めた教育課程に沿つて教育を受けるというのが筋でございます。したがひまして、本件のケースについてのプロセスで私どもの方にも連絡がございましたが、やはり体育における格闘技の授業の意義とか学校行事の意義等を生徒諸君に粘り強く説得して、そして学校が定めた教育課程に従つて教育を受けるという基本的な指導をしておりますし、学校もそういう対応をした、こういう経緯がございませう。

このようなケースは関西において、かなり以前でございませうが、同じようなケースがあつたと私もちよつと聞いておりますが、その後しばらくはかつたのでございませう。今回、特に三人の生徒諸君を中心としてかなり強硬である、そういう場がだんだん広がりになつてきたということで、学校が大変危機意識を持たれて、その点については基本的な路線で生徒諸君を説得、対応をしたというのが、先生おっしゃるような卒業の留保という姿になつたわけでございます。結果としては、いろいろな話し合いの結果、卒業を認めたということである落着いておる、こういうふう聞いておる次第でございます。

○北橋委員 この三人の生徒の行動をめぐつて、学校並びに兵庫県の教育委員会、教育関係者は大変対応に苦慮されたというふう聞いておるわけでございますが、その処分を決定するまでの間に、文部省は、具体的にその当該学校関係者あるいは教育委員会に対して何らかの指導あるいは指示を行つたことはあつたでしょうか。

○西崎政府委員 私どもの方は、このケースが起きたときに、当初は新聞紙上で報道がされまして、直ちに電話連絡をとりまして、教育委員会なり学校側の対応の基本的な方針を聞いたわけでございます。その基本的な方針において、今私が申し上げたような方針で対処したいからというふうな教育委員会の方の話でございまして、その路線はその路線として、ぜひ粘り強く生徒諸君の理解を得られるようにやつてほしい、こういうふうなことを係の方から申した経緯はございませう。

○北橋委員 文部省当局と県の学校教育関係者との間で具体的にどういうやりとりがあつたかは聞いておりませんが、私の承知しておるところは、具体的に現場の教育関係者が生徒たちに対してどういう指導を行うのか、事細かく聞いておられると聞いております。例えば現在の学校の対応で外部に対して説得力があるのかどうか、特別活動の達成度について量的に測定できるかどうか、補充指導を行うとしてもどのような指導を行う予定

か、あるいは常識的に判断すると卒業認定については卒業式までに終わっているはずではないか、特別活動の目標が十分でないという合理的な理由は何か、指導中とあるが、どういう状況になると卒業を認定するのか、かなり細かく状況を把握されていると聞いております。そしてその関連で、本件については慎重に判断して結論を出してほしいというようなことを言われたやに聞いております。

しかし、事実関係は調べようがございませんので、この点については、特に文部省がどう言ったかということに関しては問いませんけれども、教育委員会あるいは学校関係者の間でよく相談をしてやってくたさい、つまり現地任せにされたのでしょいか。それとも、慎重に判断して結論を出してくれと言われればかなり枠がはまるわけでありまして、行政指導とまではいかなくても、一定の判断を示さなければと理解しているのか。現地任せでないのかどうか。その辺ちよつと詳しくわかるように説明してください。

○面崎政府委員 学校における実際の教育指導、そしてその教育指導の評価、認定の問題は校長先生の権限でございまして、どの内容において認定をするかということにまで私どもがタッチするわけにはいかないわけですが、文部省としての指導の内容としては、信仰の理由があるとしても、定められた授業の内容を生徒側が拒否することによってそれが放置されてしまうということ、基本的には学校教育の教育活動の運営として望ましくない、これが基本でございまして。

最初に申し上げましたように、学校教育活動に従うということで公立学校を志願し、そして入学を許可され、入ってきておるわけですが、その基本路線で、しかし体育の格技を拒否する生徒に強制的に格技をやらせるといふことはできない相談でございまして、その趣旨を理解して粘り強く説得をするべきである。そして、生徒にできるだけ教育活動に参加するように仕向けて、それをも含めて体育なら体育の認定なり卒業

の認定に持つていくべきではないか。基本的な指導の方針はそこにあるわけではございまして、一々その体育、学校行事の評価のあり方、内容にまでは私も立ち入っていないわけではございまして。

○北橋委員 このエホバの証人の生徒たちが拒否した活動の中には、文部省の学習指導要領で定められた特別活動の授業を受けることを拒否したわけではございまして、それだけに、文部省の内部においてどういった事実の発生に伴ってもう少し早い段階で具体的な対処方針をおつくりになられて、兵庫県の学校関係者の方に投げかけるということもできたのではないかと申すのです。

といいますのは、その後の校長初め教育関係者のコメントを新聞等を通じて読んでみますと、我々もところどころ粘り強く生徒並びに両親を説得したけれども、学習指導要領で定められた特別活動というのがある、それに従わない以上卒業の認定をすることもできないし、また、せつかく入学してきた以上は卒業させてやりたいという中で非常に悩んでおられたわけでありまして。そういう現場の状況というのは逐一知っておられたわけではございまして、学校教育と信仰というのは今までに余り問題になつたケースはないと私自身は思っておりますが、そういうときだけに、もう少し踏み込んだ何らかの客観的な基準というのでしよるか、指導方針をおつくりになられてはどうでしょうか。

○面崎政府委員 先生御指摘の点で、学校側が大変苦慮をし、いろいろな説得活動なり指導をしておることはよく承知しておるわけではございまして、そのような学校側の努力と、にもかかわらず一時卒業認定を留保せざるを得なかつたという学校側の措置、これはこれとして私どもは是としておつたわけではございまして。しかしそれはそれとして、やはりせつかく学校に入学してきた子供たちの立場を考えれば、学校側として、卒業を留保すると同時に、何らかの措置がまた自後とれないかどうか検討していただくことが望ましいとは思っております。

客観的な基準が文部省としてつくれないかという点なのでございましてけれども、私もでもし考えたとすれば、格技の授業を何時間ぐらい受けなかつたらとか学校行事に何回ぐらい参加しなかつたらとか、そういうふうな基準がでるかと申すところになるわけではございまして、単位修了の認定が積み重なつての全体の総合的な卒業、学年の修了認定というのは、それぞれ担任なり教科担任あるいは校長の裁量に属しております。例えば格技を実際に活動しない場合、見学というようなものがございまして、これは格技に限らないわけではございまして、体育の授業でいろいろな身体的故障があつた場合に見学ということも間々あるわけではございまして、見学を何回やつたら単位の修了が認定できないというふうな基準をつくることもまた難しい点があるわけではございまして。信仰という点で先生ただいま御指摘のように大変難しい問題でございまして、一般的に言つて、単位修了の認定について、裁量である以上は、私も客観的な基準をお示しすることはかえつて何と申しますか裁量を縛るようになるということで、実情としてなかなか沿ひにくいと思つてございまして。

信仰と教育活動の問題は大変難しい問題ではございまして、兵庫県のケースは、奈良、こういふ方々もおいでになるようではございまして、私どもも、今後機会を見まして、指導部課長会議等の席では今回のケースを一つの参考としていろいろと相談してまいりたいと思つております。

○北橋委員 そこで、ちよつと事実関係を確かめたいのでございまして、この兵庫県の高等学校の場合は結局は卒業できたと聞いておりますけれども、地域によつては卒業できずに退学といつてはいるのです。具体的にこういふケースは今までに大体どれぐらいあつたのでしょうか、そしてまた学校側の措置というものがどういふふうになされていったのか、統一されていったのでしょうか。

て、他県の例でございまして、私もでもし全体を調べて実態を把握しておるわけではございせんが、大体、今申し上げましたように大阪とか兵庫、それから奈良県等で、こういう信仰をお持ちの方が二けたあるいは三けたの数字でおられるということは聞いております。ただ、最初に先生御指摘の卒業を留保した例がないかどうか、これは聞いておりません。それから退学したケースもまだ承知しておりません。今回初めてのよう気がするわけではございまして。ちよつと年度がはつきりしておりませんけれども、過去にそういう格技を拒否している生徒が出ておるといふことが話題になつたことは私ももちよつと聞いたことがあつたのでございましてけれども、こういうケースは私も初めてでございまして。

○北橋委員 結局文部省の基本的な考え方は、私の聞き間違いでなければ、卒業の認定についての裁量権は基本的に校長にある、そしてまた、現地の教育委員会も十分協議をして慎重に対処してほしいということのようなんです、それはそれでわかるのでございまして、体育の授業を拒否するの、いわゆる健康上の理由で拒否するのと違つて、みずからの信仰の理由によつて拒否をしているという極めて特異なケースであります。この場合は体育の授業、柔道、格技に対してボーイコットするということですが、同じように思想、信条、信仰の理由から、このように学習指導要領に定められたことに対して学校側の説得になかなか応じようとしなかつた、結果的には卒業の自分の首がかかつて初めて納得したようではございましてけれども、こういうケースに対する文部省の対応というのは現地任せという感じがしないでもありません。そういう意味で、信仰上の理由という極めて難しい問題であるだけに、今回のケースを踏まえて、文部省として真剣に何らかの形でその対応策というものを検討され、現場の教師の皆さん方とそれを突き合わせるような機会を近くぜひ設けてはどうかと思つたのでございまして、いかがでしょうか。

○西崎政府委員 先生御指摘の点は新聞の報道で私も記事として見たわけでございますが、本件のケースについて学校長が卒業留保という形で措置した理由は、このような問題について全国の問題として、あるいは教育行政、文部省の問題として訴えを提起したからだというふうな校長の談話が載っておりまして。私はその真偽のほどは確かめてないのですけれども、もしその校長の発言がそのとおりであれば、校長の考えは間違っていると思えますね。なぜならば、三人の生徒諸君を処分するしないかは三人の生徒諸君の問題として校長は考えるべきであつて、文部省なり全国的に訴えたいから三人の卒業留保を考えたなどという発言は、校長としてあるまじき発言だと私は思うわけでございます。まさかそういう発言を校長がしているとは思えないわけでございますが、先生の御発言の前提にそういう記事の内容がちょっとおありだったのじゃないかと思つて、これはあえて申し上げたわけでございます。

私ももの本能的な考え方としては、学校教育は学習指導要領なり憲法、基本法に基づいて行われるべきものでございますから、信仰上の理由ということであっても、高等学校生徒がそこへ入学した以上は学校の方針に従つて教育を受けてもらうべきである、これが基本でございます。その具体的な進級なり卒業の判定については、学校長がみずから課した教育課程の実施運営の問題、その成果の評価の問題として学校長が判断に当たるべきである、その際は、先ほど私が申し上げました学校教育の基本に従つて、しかも生徒側の立場を考慮しつつやつてほしい、こういうことでございまして、個々具体の処分の問題にまで私どもあるいは県教委がストレートにいろいろな形で指示、助言をすることは、県教委は直接の上司でございましていろいろな指導しておつたと思ひますが、私どもの立場で個々具体の問題にまで立ち入るのは若干限度があると思ひますが、先生の先ほどのお話でございまして、指導部課長会議等で、こういう難しい問題が起きた、その

点については各都道府県でも類似の問題が起きるかもしれないという前提で、いろいろケーススタディーのような形で相談をしてみたいというふうな思つておる次第でございまして。

○北橋委員 文部大臣にもぜひお願いをしておきますけれども、文部省の学習指導要領に基づく特別活動を信仰上の理由で拒否した実に新しいケースなのでございましてけれども、こういった問題について、現場の教育関係者は対応に非常に苦慮しているということでございます。今後こういった事態がまた発生しかならない状況だと思ひますので、文部省の方でもぜひとも善処をお願いしたいのですが、文部大臣、いかがでしょうか。

○塩川国務大臣 非常に難しい問題だと思ひます。片つ方では信教の自由ということも保障されておりますし、一方、義務教育はきちつと定めた課程を修めてもらいたい、この相克の間でどのようなことをするかということ、いろいろな例等を研究いたしまして、方針について間違ひのないような対応策がとれるような、ある程度の考え方を整理するようにいたしたいと思ひます。

○北橋委員 よろしくお願ひ申し上げます。この点に関しては次の質問とも絡むのですが、国旗の掲揚、国歌の斉唱についても、それに密接に絡んでくる問題点がエホバの証人のケースにございました。

文部省もこの点については御存じかもしれませんが、三人のエホバの証人の生徒さんに対して学校当局が、「信者生徒に対する指導」として、ことしの一月二十四日にアンケート調査のような、イエスカノーかという式の調査をしているわけですね。これは非公式なことですし、関係者がここにいらつしやるわけでもなく、取り上げるのもいかなものかと内心思ひますけれども、それをめぐつてちよつと文部省の見解も聞いておきたいものですからお話し申し上げますと、「ものみの塔」の信者生徒に対する指導」として学校が行つたもののうちの項目を見ますと、まず第一に「学校の指導方針に従ひますか。」というのがあります。二番目

に「次の事項について、どのように思つていますか。」というのがありまして、最初に国旗の掲揚をすることに反対しないか反対か、国歌を歌うとき起立し歌いますか否か、校歌を歌いますか歌いませんか、そういったことが全体の大体半分、過半数を占める項目で、指導と称し、意見を問ひただしているところがあるわけですね。

これに直接関連しているかどうかわかりませんが、兵庫県の教職員組合の関係者の方から内々にいろいろな学校関係者に対して問ひ合わせがあつたようなのでございまして、その中には「学校行事不参加を認定留保の主たる理由としているが、これは行き過ぎである。」とか、あるいは「日の丸を掲げ、君が代を斉唱する式に参加したら認定しよう」というのは恫喝であり、人権侵害、職権乱用である。教職員組合と学校当局の間こういうやりとりがあつたやに聞いております。事実関係は私にはわかりません。わかりませんけれども、こういう形で日の丸、君が代の問題がまたまこの高等学校の三人の生徒さんの処分をめぐる問題の中で浮かび上がつてきているわけですから、どういったことは文部省は承知しておられましてしょうか。そしてまた、三人の生徒さんを指導するに当たつて、特にこれはイデオロギー的にコンセンサスがなかなか得られにくい現状にある日の丸、君が代の問題を表に出してきていることについて、学校関係者の間にそれを卒業認定の材料にするのはいかなものかという論争があつたやに聞いていますのですけれども、その点のようにお考えになるでしょうか。

○西崎政府委員 先生お話しその三人の生徒諸君の問題として、体育の格技以外に学校行事への不参加という事由がある。その学校行事への不参加の理由として国旗、国歌の問題がかかわつていふところとは私も承知しておる次第でござい

ます。ただ、今先生がお挙げになりましたクエスチョネアの問題です。その個々のやりとりなり、あるいはそのクエスチョネアがどういう経緯でいつ出

されたものかについては、私もちよつとつまびらかに承知しておりません。それから、組合との関係でのいろいろなプロセスのお話についても私も承知しておらないわけでございまして、国旗、国歌の扱いにつきましましては、先生御案内のとおり、それぞれ小学校段階あるいは中学校、高等学校段階、学校行事等における例えば入学式、卒業式の扱い等を指導要領で書いておるわけでございまして、学校が国旗、国歌にかかわる事項について一つの方針を定めて、その実施について生徒諸君にも理解を求め、学校行事等を実施するということは、一つの学校方針として正しいというふうには私も承知しておるわけでございまして。

○北橋委員 学校の方針として正しいということ、理解ができません。それで、この機会に国旗、国歌に関する文部省の対応について二、三聞いておきたいと思ひます。

まず基本的なことから伺ひますが、念のために聞きますけれども、現在の日の丸、君が代に関する法的な根拠というのはあるのですか。そしてまた、文部大臣も先般の委員会、日の丸と君が代の問題については、国民の間にさらに理解が深まるように努力をされるというお話もございましたけれども、文部省としてはどういふ法令的根拠をもつて督促をされておられるか、それをまずお伺ひします。

○西崎政府委員 先生お尋ねの点は二点あると思ひます。一つは、先生も御案内のとおり、日の丸につきましましては大変古くからの意匠でございまして、明治三年の商船規則で、国旗が今の一つの規格として定められておるといふ点の一つの根拠として申し上げられようかと思ひます。それから国歌、君が代につきましましては、御案内のとおり古今和歌集の内容から出てくるわけでございまして、具体的には、明治十三年の天皇節で君が代を諸外国に公表し、明治二十六年に文部省が学校の祝日、大祭日の儀式に用いる歌詞、楽譜

を選定し今日に至っている、こういう経緯でございます。

それから第二点の、現在はどうかという点でございますが、現在国旗、国歌の扱いにつきましては、具体的には小中高等学校等の学習指導要領で、国旗、国歌についての学校行事等の扱い、それから教科につきまして、社会、音楽等の指導要領の内容として扱いが示されておるといのが学校教育上の扱いの根拠になっておる次第でございます。

○北橋委員 数年前に、文部省の局長通知ということで、日の丸、君が代の問題の趣旨を徹底するように指導されているというように聞いておりますけれども、そういうものを出されるということは国民の間はまだ十分定着しているとは言いがたい状況があるわけでございますが、この点に關しては委員会で文部省にお尋ねしたのは、例えば国民各界各層の教育関係者、有力な学識経験者の方々が論議をされる場合、臨時教育審議会のような場において、国民的合意が必ずしも十二分に完全に得られたとは言いがたいこの問題について、一応の結論といえるような一定の方向づけをすることが望ましいのではないかと、私はこういう趣旨で質問したわけでございます。そして文部大臣に對しまして、臨教審の答申において、この君が代、日の丸の問題について何らかの対処方針なり明確なる指針というものが出来ることを期待をされますかと聞きましたところ、塩川大臣は、そのように期待をしておりますというお答えをいただいたやに記憶しておりますわけでございますが、文部大臣、今どういうお気持ちでいらつしやいますか。

○面崎政府委員 先に経緯を申し上げたいと思いますが、国旗、国歌の扱いにつきましては、先生お話しのとおり、昭和六十一年の八月に、当時初中局長通知で、その趣旨、それから学校における扱いについて、さらに趣意の意味で内容等が示されておるわけでございます。

臨教審と申しますか、実は教育課程審議会でも、特別活動でございますが、学校行事もござい

ますし、それから社会とか音楽とか教育課程自体の問題として、国旗、国歌の扱いをどうするかというところが今議論になっておるところでございます。昨年の十月の中間まとめにおいても、国旗、国歌の問題はさらに検討しようというふうに出ておりますので、現在まだプロセスでございますが、臨教審と申しますよりは、教育の中身の問題として、もう既に教育課程審議会という議論が取り上げられておりますので、先生御指摘の問題については、教育課程審の答申を待つてまた私もその内容に従った対応をしてみたい、こういうふうな思っている次第でございます。

○北橋委員 教育課程審議会の中間の取りまとめの中にもそのことが挙がっておりますので、文部省事務局の基本的な姿勢というものはそれでわかるわけでございますが、文部大臣がさきの委員会の答弁の中で言つたように、臨教審という各界の学識経験者が挙げて教育問題を論ずるという、これは教育政策史上かつてないすばらしいイベントだと私は思っておりますけれども、こういうところでも期待をされておりますでしょうか。残念ながら第三次答申においてはこの点に触れられておりません。どうでしょうか、大臣。

○塩川国務大臣 臨教審は臨教審の自主性で運営しておられますので討議しておられることだと思っておりますが、しかし、私はやはり依然として今でも期待をいたしておりますし、また臨教審の委員の方々、専門委員の方々に、私がちょうど二月のころであつたかと思いますが、私の日の丸と国歌について考えておりますことを「文部時報」に掲載し、これが広く委員の方々に読んでもいただけることを期待して出したということもございまして、その点は今でも気持ちは変わっておりません。

○北橋委員 局長のお答えになりました教育課程審議会の答申を待つて措置をされるということについてなのですけれども、現場の校長先生なり教育関係者の方々の意見をたくさん聞きますと、は

つきり言つて、組合関係者の首脳の方との話し合いで、そういった学校行事の国旗あるいは国歌の問題になるという方もあるようなケースが頻繁にあるのだそうです。そのたびごとにけんけんがくがくの議論をするということが現場の実態ではないかと私は推察をしております。

今もお話ございましたように、局長さんの通知が權威がないとは申しません。權威があるものだとは思いますが、大臣がさきの答弁で答えてになりましたように、ぜひともこの日本国において国歌並びに国旗の問題について国民的合意が得られるように努力をしたい、こういう姿勢で臨んでおられますし、それがなかなか教育現場の中では教育関係者の間で合意が得られず、いつまでも形ではこの問題に対する対処方針としては十分とは言えないのではないかと個人的に思っておりますので、局長さん、どうでしょうか、大臣がそういう臨教審で結論が出ることを期待されているというお話ございましたけれども、どのように感じになりますか。

○面崎政府委員 先生御指摘のようなケースが間々あり得るわけでございますが、事実起きているわけでございますが、全体的な姿として、先生も御案内のとおりでございますが、国旗につきましては九十数%の学校におきまして、卒業式、入学式等でこれの掲揚が行われておるといふふうに私も把握しております。また数字として挙がっておりますのはちょうど五割そこそこというところでございます。これらにつきましてはなお学校側における御努力を願わなければならないというふうな思つておる次第でございます。

局長通知の問題でございますけれども、私どもは通知を流しただけで事終わりということではございませんで、やはり学校教育において、国際社会において信頼される日本人の育成という意味での国旗、国歌に対する認識と理解ということは大変大事なことだという趣旨で、いろいろな機

会、例えば指導部課長会議とか教育長協議会等におきましても私も話に出して、なお地方における御指導を願つておるところでございますので、この点につきましては私も今後十分まいらるる機会に指導してまいりたいというふうな思っておりますし、あわせて、先ほどお答えしましたように、教育課程自体の扱いとしての問題は、教育課程審議会の答申が出た後におきまして十分私も役所としても対応をしてみたいというふうな考えておる次第でございます。

○北橋委員 文部省当局のお考え方はよくわかりました。塩川文部大臣が先ほどお答えになりましたように、臨教審という選りすぐれた学識経験者の集まるその場において、一定の答えが出てくることを大臣同様私も強く希望するものでございます。臨教審の関係者と事務的な折衝をされることは、きょうこういうやりとりがあつたことをぜひともお伝えを願いたい、そのように思います。

さて次に、臨教審の答申に關連して幾つか伺いをさせていただきたいと思つていますが、まず第一に、学校の入学を秋に持つてくるという秋季入学の問題であります。

これについては、臨教審においても一つの言うならば自主的な新しい改革として鳴り物入りで議論をされていたわけでありましたが、三次答申の結論を見ますと、結論としては審議継続ということになりました。しかし、三次答申の文面をじっくり読んでまいりますと、その行間ににじみ出る今後の方向性としては、国際化の時代に対応して将来学校教育が秋季入学制に移行していくことは意義があるということを明確に言い切つておられますので、今後とも秋季入学の検討に当たっては移行することをかなり意義のあることだという考え方を前提にして議論されていかれるお考えでしようか、文部省の対応をお伺いいたします。

○川村政府委員 ただいま御指摘がございましたように、臨教審としては、この第三次答申の段階で、秋季入学については教育上大きな意義がある

というふうな考え方を示されておられるわけでございます。ただ、先生御案内のとおり、それはそうだけれども、さらにいろいろ具体的に検討しなければいかぬ問題があるから、なおこれは最終答申までじっくり審議をしよう、こういうことでございます。

そこで、この九月入学がなぜ意義があるのかという点でございますけれども、ただいま先生おっしゃいました国際化という点もございしますが、臨教審でおっしゃっていることは生涯学習体系への移行というのでしょうか、つまり学校教育における夏休みの問題、夏休みに子供たちを学校から解放して、これを完全に家庭なり地域社会に戻そうやというふうな御議論が中心になっております。御指摘のような国際化の点もあるわけでございますけれども、そのほかにも幾つかのメリットと言われている点があるわけでございます。

ただ、この点につきましては、臨教審自体におかれても、そのメリットに伴って同時にその裏腹の問題がある。例えば生涯学習体系への移行というのを一つ取り上げても、実際にそれが、では子供たちを学校から解放した場合に地域なり家庭での受け皿の問題があるのかという点を一挙挙げて、いろいろ問題があるのじゃないかというふうなことをおっしゃっているわけでございます。

私もどなたといたしましては、そういうふうな御議論を承りながら、私もどなたといたしまして、この問題について実際にもしやるとすればどういふふうなメリット、デメリットがあり、どういふふうな手順、段取りがあるのかということについて、なお臨教審の審議を見守りながら事務的に検討を進めておる、こういう段階でございます。

○北橋委員 臨教審の結論がまだ出ておりませんので何とも言いがたいのでございますけれども、塩川文部大臣としてはこの秋季入学について率直にどういった見地から見ておられますでしょうか。

○塩川国務大臣 私は、将来を見通しましたら当

然週五日制になるであろうと思っております。そのことは時代の流れだと思っておりますが、ついではそれを学校でどうこなしていくかということでございます。それじゃ子供も週五日制にしてしまふ……

○北橋委員 秋季入学でございます。申しわけございません。秋季入学、九月入学の件でございます。

○塩川国務大臣 どうも誤解をいたしました。九月入学でございますね。

九月入学の点につきましては、まだ予算的な問題もあるし、それから社会的関連、特に就職の問題もございしますし、また、日本は年度制をしいておりまして、年度が四月一日からということでありまして、その点から見て、私は、まだ当分の間、直ちに九月入学制に持っていくということは社会的条件が十分に整ってきいておらないように思っております。だから、国際化という要望だけで、日本の習慣という根本を無視して直ちに移行していくことはちょっと難しいのではないかと。条件が整ってれば秋季入学でも可能だとは思いますが、その条件は整っておらないと見ております。

○北橋委員 秋季入学について、文部大臣としては余り積極的な見解をお持ちになっていらっしゃるという点でございますが、いざいざにしても、臨教審の答申をもう少し待つて、さらに議論をさせていただきたいと思っております。

その次に、これは私も民社党がかねがね政府に対して要望してきたことでございますが、これからの大学のあり方を考えましたときに、産学の実りある関係、産学協同の一層の推進が今後さらに重要になってくる。特に基礎応用研究段階において、日本がとすれば外国から技術シーズを輸入して、それでいい製品をつくって外貨を稼ぐ。それが今では日本の方から逆に技術を輸出せねばならない。外国から基礎応用段階での高度な技術のシーズを輸入することがこれから困難になってくる時代である。となりますと、基礎応用段

階は非常にリスクが高く、研究費も非常に膨大に上りますので、産学一体となつて、これから技術立国として日本が対処するためにも、この課題に積極的に前向きに対処していかなければならない、そういう見地から政府に強くお願いをしてきたところでございます。

このたびの三次答申においては、そのことについて一歩踏み込んだ答申を出しているわけでございますが、その中で特に注目しますのは、企業側から寄附金等財政的な支援措置が大学に対してなされるように税制上もう少し配慮をせよ、そういった改善措置が提言されているわけで、私は率直にこれを歓迎いたします。

来年度の予算要求、具体的な文部省の対処方針として、こういった産学協同の一環である民間の方から資金が大学の方に行きやすい環境づくりに向けて、こういった具体的な施策を考えておられるでしょうか。

○植木政府委員 大学が、本来の使命を踏まえつつその特色を生かしながら、今おっしゃいましたような企業あるいはその他の社会的な要請に対してこたえていくということは、大学の研究活動にも大変有益な刺激を与えることになるわけで、大変有意義なことではないかと考えております。

文部省といたしましては、そういう観点から、学術研究の社会的協力という施策を近年積極的に進めてきておりまして、例えば今先生からお話がございました民間等からの奨学寄附金の受け入れも年々非常にふえてきておりますし、税制上も特別な措置が講じられております。また、受託研究とか受託研究員の受け入れ、こういったものも年々拡充をされてきております。

特に昭和五十八年度からは、民間と大学との共同研究がよりやりやすいようにということで、民間等との共同研究制度というものを設けたわけでございますが、大学、産業界ともにこれに対する関心は非常に強まっております。例えば五十八年度に発足したときはその研究プロジェクトの数が五十六件ございましたが、六十一年度には二百

七十二件、こういう共同研究が行われております。最近いろいろと話題になっております材料開発の問題であるとかバイオテクノロジーなど、広範な分野で実施をされておられるわけでございます。なお、六十二年度におきましては、新たにこういった共同研究をする場を大学の中に設けようというところで、三つの大学に共同研究センターを新設をするということになっております。

○北橋委員 結構な施策だと思っております。私が特に関心を持っているのは税制上の措置なんです。特にアメリカの大学には政府の税制上の恩典の措置があるために、膨大な民間資金というのが研究室に流れるような仕組みがございします。それを使って大学の方でも相当思い切った研究開発を進めている。日本でも一応の寄附金控除の制度はありますが、日本でも、資本金その他に係る制約というものがございまして、その額は極めて微々たるものだと聞いております。大学の研究開発に対して民間が資金を寄附するような場合に、アメリカ同様思い切った税制上の恩典措置を与えてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○植木政府委員 先ほど申し上げました奨学寄附金ということで、民間等から国立大学に入ります研究費は、国に対する寄附金ということで全額損金に算入できるということで、大変これは活用されております。既にそういう制度になっております。

○北橋委員 制度はあるんですけども、その算式の基準は複雑で、ちょっと私今記憶しておりませんけれども、企業の場合からだと、資本金とかの関係で全体として幾らまでと、幾つか上限が設定されているわけなんです。この上限を思い切った撤廃したらかなり金は集まる。先ほど局長の方からの御説明で、幾つかのプロジェクト方式で予算をつけるといふ方法でございしますけれども、むしろこういった大きな産業構造の変化、国際化の進展する中で予算をつけるといふ方法は、やはりいろいろな面で、予算を出す以上は正確に使ってもらわなければいかぬということで、どうしても

手続も厳密になりますし制約も出てくる。答申も指摘していますように、一般の今の寄附というのは手続が煩雑で、かつ制約があるということなんです。これは予算をつけてプロジェクト方式で研究開発を進める場合も同様に言えることだと、多くの企業関係者から聞いております。その意味では税制上の措置というものが一番有効に機能するのではないかと思いますので、寄附金控除の上限を事実上撤廃するほどの思い切った税制改革の措置を来年度の予算要求でぜひ要求していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○植木政府委員 奨学寄附金につきましては、私どもの知る限りでは、法人につきましては寄附金の全額が損金に算入をされ、税金はかかりません。その点は一般の寄附金に係る損金算入限度額とは別枠になっております。

○北橋委員 奨学寄附金と別に一般の研究開発ではどうでしょうか。奨学というのは、いわゆる学生に対する奨学金のことじゃないですか。

○植木政府委員 奨学寄附金というのは、民間等から国立大学に、今先生がおっしゃいましたような学生に対するスカラシップを出そうというような場合にももちろんこれで受け入れておりますし、さらに、先ほど来私が申し上げております大学の研究を大いに奨励しようということで、大学におきます学術研究活動を大いにエンカレッジしようという場合の寄附金もこれでございます。奨学寄附金のうちのかんりの部分がむしろ研究の方であるということで、先ほど来御説明いたしておりましたように、免税等の取り扱いということで制度ができておるわけでございます。

○北橋委員 先日、この質問に先立って、企業関係者との懇談の席でそのことが要望があったものですから申し上げたのですけれども、もう一遍私の方で調査をし直しまして再度お願いをいたします。

ただ、一般に言われていることは、特にアメリカから帰国された企業関係者の間から、日本ではアメリカのように企業から資金を大学の研究開発

に送り込めればもつといいんだがなという要望を強く聞いておりましたので、また改めて質問させていただきます。

次に、学校給食の問題について伺いたいと思いますが、これは行政改革の見地から、行革審等においても、民間の効率的な運用をもっと重視をして、学校給食の民営委託をもっと進めるようにという答申も既に出されておまして、文部省もこれまで鋭意御努力をされてきたと思っております。このたびの臨教審の第三次答申におきましても、そのことに言及されております。方法としては「民間委託」あるいは「共同調理場方式への転換など運営の合理化を一層推進し」とありますけれども、これは一定の年限を決めて、これぐらいまでに推進するというような何らかの目標をお持ちでしょうか。

といいますのは、この問題につきましては、学校給食にかかわっておられる職員の方々の身分の問題とも絡み合いますし、特に自治体において合理化をしていく場合に、一体どれくらいまで民営化を進めればいいのか、当惑した表情でいつも現場の苦悩というものを語ってくださいます。そういった意味で、今後の中長期的な目標を設定されるお考えはないかどうか、お伺いします。

○園分政府委員 学校給食業務の合理化の問題につきましては、ただいま先生御指摘のとおり、既に臨時行政調査会あるいは行革審、さらには先般の臨教審の三次答申においても触れているところでございます。

私も一昨年、六十一年の一月に学校給食の合理化ということで各自自治体に対して指導したわけでございますが、その中で、一つの例示いたしまして民間委託の問題、それからパートタイム職員の活用の問題、それから共同調理場方式というのを出したわけでございます。そのほかにもいろいろ合理化の方法はあろうかと思いますが、ただ、これを実施いたします際には、地域地域の実情に応じて、また同時に、学校教育の一環として学校給食が行われているということから、質の低下を

招かないようにという留意事項を付して行っているところでございます。事柄が、それぞれの市町村の置かれた事情等が異なるわけでございますので、合理化を進めるに当たっては、それぞれの実情を踏まえて合理化を図っていく必要があるというところでございまして、一律にいつまで、どういう形でということを示すことはなかなか難しいかろうと思っております。

ただ、それぞれの自治体が合理化を行います際には、御指摘のように従事している調理員の問題もあるわけでございます。現実には民間委託等をしておりまうときは、人員整理等を行わないで配置転換等によつて円滑に移行するような努力を各自自治体が行っているわけでございますので、私どもも、それぞれの自治体の実情を踏まえて、そしてまた無理なく行えるように、かつ、無理なくというだけでなくその合理化の実が上がるように今後とも指導してまいりたい、こういうふうに考えております。

○北橋委員 具体的な目標は定めることが適切ではないというお考えでございますけれども、この臨教審の答申を見ますと、学校給食のいわゆる民営委託等合理化を進めながら、中長期的な課題として「現在の受益者負担の在り方についても検討を行っていく必要がある」と明記されているわけですね。これは将来はお母さんの手当を持ってくるというところが行間にあるわけでしょうか。

○園分政府委員 私ども臨教審での御議論を漏れ承っているところによりまして、受益者負担の問題については弁当持参ということではなくて、現在食料費については保護者負担になっているわけでございます。そして、それ以外の運営費、施設費、人件費等につきましては各自自治体がつ、これが学校給食法で定められた経費の区分になっているわけでございますが、その公費で賄っている部分についても、単に食料費だけではなく、何らかの形で保護者、受益者が負担するようにすべきではないかという御議論であったと承知いたしております。

○北橋委員 文部大臣に、この問題について一言御所見を伺いたいたしたいと思います。

行政改革の見地から、数年前からいろいろな公的事業について民営委託を進めるようにという方針が打ち出されまして、学校給食もその一環として民営化を進めるようにという方針が出ているところでありまして。今の御説明でもありましたように、地域の実情という抽象的な表現でありますけれども、私も現場でこれを推進するということとはなかなか難しい問題があることも承知しております。にもかかわらず、限られた予算を少しでも有効に使っていくためには、行革審が答申をしているように、学校給食の民営委託といったことで予算をできるだけ食わないようにするという方針は堅持する必要がありますし、文部大臣としても強く地方に対して督促をしていただきたいと思います。

○塩川国務大臣 私は、学校給食の現場は余り詳しく知りませんが、いろいろ私のところへ言ってくる話を聞きますと、もつとお母さんの味というのが給食に盛られるということが給食の大きい目的であると思うのでございますが、そういうようなものがだんだんと離れていっておるような感じがしてならぬのでございまして、そういう点を、委託の問題等いろいろありまして、そういう点も、給食の実効あらしめるということをしようとするならば、そういうお母さん方が、本当に手づくりであるいはボランティアで、もつと関与してもらふようにするのがその給食の目的を維持していくのにはいいのではないかと、私はこう思っております。

お尋ねのように合理化していくのはもう当然でございますので、この点につきましては、集团的に消化し得るものはできるだけそういう方向で合理化を進めていきたいと思っております。

○北橋委員 この点についてはわかりました。時間も限られてまいりましたけれども、大臣にちょっと御所見を承りたいことがございます。そ

これは、臨教審の第二次答申あるいは教育課程審議会においてもかなり議論がなされたこととありますが、週休二日制の問題でございいます。この問題についてはいろいろな考え方があるでしょうけれども、総理府の世論調査等を見ますと、一般にはまだ十二分に二日制の導入についてコンセンサスを得られていないと、言いがたい状況にありまして、子供たちの教育という観点から見ますと、欧米のように週休二日制を導入して、その分を社会的ないろいろな活動で情操教育をするとか、そういった方向も必要ではないかと思っております。いろいろな意見が交錯している問題でございまして、一応の議論の経過は紹介されており、コンセンサスは得られていないというものの、一歩踏み込んだ表現で二日制の検討がなされているわけでございしますが、大臣はそれに対してどのように受けとめておられますか。

○塩川国務大臣 私、週休二日制はもう時代の流れで、いずれこの実現を図っていくかなきゃならぬと思っておりますが、それには児童を週間で何時間のカリキュラムで勉強させるのがいいのかという問題もございまして、もし現行のままでやるとするならば、土曜日をどのようにして児童を有利益に教育的効果があるような方法で指導していくかということ等ございまして、そういう点でまだいろいろ社会的条件として考えなければならぬもの、あるいは学校の教育環境として整備していかなくちゃならぬものがございます。しかしながら、現在政府は一部について五日制に踏み切ったのでございまして、これにおくれないうちに積極的に進めていかなくちゃならないと思っております。

○北橋委員 そうしますと、今後、週休二日制の議論に当たっては前向きといえますか積極的に検討を進めるといふことでございまして、例えば昭和六十七年ごろに、五年後でございませうけれども、五年ぐらいたったときに一つのめどを立てて導入するとか、何かそういっためどを

お持ちになつていらっしゃるのでしょうか。
○塩川国務大臣 そういう具体的なものは持つておりませうけれども、六十七年でございまして、六十七年、六十八年ごろになりましたら児童の数もうんと少のうなりました、それだけに教員の余裕も出てまいらうと思ひますし、環境としては一歩やりやすい状況にはなつていくであろうと思ひます。しかし、これは年次を立てていつからそのように踏み切るというような性質のものではなくして、まだその前段となるものを基本的に検討し整備していく必要があると思ひております。

○北橋委員 わかりました。
もう一点、臨教審に関連して奨学金制度についてお伺いをいたします。

私は学生時代に奨学金はいただけなかったのですが、これは窓口に行きますと親の収入が一つの基準になつております。私の父は教員でございまして、いわゆる給与所得者でございまして、収入は一〇〇%税務署に把握されております。ところが、クラスメートで私以上に裕福な生活をして

いる人たちは、中小企業のオーナーあるいは農業者という方々は、収入の面で本当に僕よりも生活水準がどうなんだろうかと思ふような方が多額の奨学金を交付されている事例もありまして、かねがねこの制度というのは困つたものだと思つておりました。社会的な給付金般について言えることとでありまして、所得の把握が公平でないという指摘もありまして、この奨学金を交付する際にもそういった意味での不公平が出てくることではないかどうか、そういった点にどのように留意をされて窓口で対応されているかどうか、文部省の見解をお伺いします。

○阿部政府委員 ただいま先生のお話にもございまして、所得を正確に把握をする、公平に把握するというのはなかなか難しいこととございします。税制がどうかというのを私どもの立場からはちよつと判断しかねておりますけれども、ただ、給与所得者についてしかるべき配慮が必要ではなからうかという観点から、奨学金の支給に当

たります家計の基準を考えます場合には、親が給与所得者の場合には給与所得控除という制度を特に設けてございまして、これによつてできる限りのバランスをとりたい、こう考えておるところでございします。具体的に申し上げますと、昭和六十二年度では二百四十六万円分の親の所得から控除をしてバランスをとるようになつていふような努力をしておるわけでございします。

この点につきましては、生活実態等を踏まえながら、昭和五十九年度に大幅に引き上げを行ひまして、以後今日まで、毎年諸般の状況を見ながら若干ずつ引き上げをしてきているということで、その辺のバランスを図るための努力はこういう仕組みでやつておるわけでございしますが、最初に申し上げましたように、大変把握が難しい問題でございまして、今後とも研究をしながら対応をしてまいりたい、かように存じます。

○北橋委員 ぜひその研究を進めていただきたいと思ひます。

奨学金の問題については、臨教審答申でも今後さらに拡充せよという方向づけが打ち出されているわけでございしますが、現状を見ますと、日本の奨学金の支給年額あるいは受給者の学生に対する割合は、欧米先進国に比べると極めて低い水準にとどまっております。例えば国公立は年間三十四万円、そして学生のうち交付を受けているのは約一割ということとございします。

文部省にお尋ねしますが、今の大学生が大体どれぐらい年間生活費がかかっているかどうか、何か調べたようなデータはございしますか。

○阿部政府委員 私どももいたしましては、一年置き、隔年に学生の経済状況を調べるということと、学生生活調査というものをやつておるわけでございします。最新のデータは昭和五十九年度のものでございしますけれども、それによりますと、学生生活費、これは学費と生活費と両方加えたものでございしますが、国公立平均をいたしまして年額で百三十二万円、それから、その中から下宿の学生だけを特に取り出して計算いたしますと百五

十九万円、これが学生の国公立平均の生活費の姿でございします。

○北橋委員 東京の学生さんは家賃も高いですからもつとかかっているんじゃないかと思ひますけれども、月に十万円は軽いかかる。それを親が仕送りするといふのも大変でございします。そういったことで、現在の国公立三十四万、私立四十九万という水準はほんの一部しか手当てをしていない。しかもそれは全体の約一割しか達していないという現状であります。

私は思うのですけれども、大学生が親のすねをかじるとか、あるいはアルバイトで貴重な時間を生活費を稼ぐために使つていふという現状は極めて好ましくないと思ひておりました、できることならば奨学金制度を抜本的に改革をして、百五十万ぐらいかかるんだつたら、思い切つてそれを低利融資も含めて貸与してはどうか。そして、自分の生活費のために親に必要以上に苦勞をかけた、あるいはアルバイト等で貴重な時間を使わなくてはならないように措置をして、専ら勉学にいそしめるような環境を整えてはどうかと思ひております。

今の奨学金制度の事業を拡充するといひましても、全体の一割しか交付されていない。このままの発想でいきますと、思うような抜本的な拡充というのは期待できないのではないかと思ひますけれども、どうでしょうか、思い切つて希望者には貸し付ける、その分必ず返してもらふ、こういう制度の方がすんなり行くのではないかと。むしろ上げつ放しのものだったりは無利子とか、そういう恩典のために予算がかつていふことになつたのなら、それをすべて有利子化をして、そういった方向の方が大学生が十二分に勉強するためには将来的にいいと思ひます。けれども、文部大臣、どのようにお考えになりますか。

○阿部政府委員 ちよつと先に経緯を御説明させていただきます。御指摘のようなお考えというのは一つの大事なことであらうと思ひております。そういう意味

で、昭和五十九年度に育英制度の改正を行いまして、従来無利子貸与制度だけであつたわけでございませうけれども、これにさらに加えて有利子貸与制度というものを新たに設けることにいたしました。これは、利子補給等をいたしまして、できるだけ低利の融資をするという考え方でございしますが、それによりまして昭和六十年度以降貸与人員も一学年について一万一千人増員をいたしましたので、完成年度まで約四万人余りの貸与人員の増等も行つたわけでございます。さらに今年度は、大蔵財政厳しい中でございますけれども、貸与月額の増額も、大学生の場合に年額四万八千円の増額というふうなことも行つておりまして、できる限りの方途を講じながら育英奨学制度の充実に努めているということをまず御報告させていただきます。

○塩川国務大臣 いつだったか忘れましたが、最近でございまして、英国の新聞記者で世界各国の教育事情を調べておる記者がおりまして、それが私に面会に来ました。女性の記者でございまして、そのときに彼女が言いましたのは、日本の大学生は入学と同時に全部アルバイトを探し回つて、自分が勉強しようという態勢よりもアルバイトに走つていっているじゃないか、これはどういふことなんだというのを聞いておりました。私はやはりそういう傾向が非常に強いのは残念に思うのです。

おつしやるように、奨学資金制度がしいておりますのに、余りしち面倒くさくて、ぐたぐた言つてややこしいので、それだったら自分で働いてアルバイトで手取り早く稼いだ方がいい。私は、そういうところにもやはりこれが非常に問題を検討するところがあるのではないかと思うたりいたしました。奨学資金制度を検討する必要があるだろうとは思つておりますが、私らの現状ではまだそこまできなかな手が回らないというのが状況でございますが、御指摘でございますし、阿部局長も答えておりますので、そういうことについて今後一層の勉強をし、努力をしていきます。

○北橋委員 すぐに制度改革はなかなか難しいかもしれないけれども、学生のうちの割に給付がない。しかも生活費のうちに占める奨学金の額というのはほんの微々たるものである。そして、奨学金制度の本来の趣旨というものが学生全般から見ると極めて不満足なものになってしまつては明らかでありまして、この際、全部上げてしまふという方式あるいは無利子という制度でお金を使うのではなくて、有利子でもいいから希望する人にはできるだけ多額の奨学金が交付され、そしてそれを卒業して就職したときにはみんな返す、そういう切つた革命的な制度改革がぜひとも必要であると私は思いますので、御検討いただきたいと思います。

残された時間、限られてまいりましたが、最後に地元の問題で恐縮でございますけれども、私学振興にかかわる問題で文部省の御見解をただししたいと思います。

大臣の所信表明にもございましたように、日本の教育の世界において私学の果たしている役割は高く評価されねばなりません。その中で、一部の私学の中には、関係者の間において、本当にこのようなままでもいいんだらうかと疑問に思うようなことも間々ございます。

私の地元の北九州市に福原学園という私学がございまして、これは非常に伝統のある名門校である。私は理解しておりますが、実は補助金の不正事件が明るみに出た関係で、文部省は、昭和五十九年の末に前理事長の辞職勧告を行ひまして、新しい理事長の体制が誕生して、その体制下において福原学園のいわゆる正常化というものが進められたわけでございますけれども、この二年近い新しい理事長の体制のもとにおける福原学園の正常化の状況を見ると、いろいろな面で非常に好ましくないことを多々耳にするわけでございます。例えば、高校の進学説明会を開催したときに、ホテルで高級万年筆あるいは昼食そして足代まで渡して説明会を行ったとか、あるいは文部省に対して学生数の水増し報告を行つてそれがばれて陳

謝をするとか、あるいは理事長の就任して以来一つの大きな使命でありまして、私学助成金の再取得のためにいろいろと努力をするということとを二年間ほとんど怠れていない、そういうところがあるわけでございます。こういった福原学園の現状を見ますと、そこに勤めていらっしゃる教職員の方々あるいはOBの方々、そして現在の学生の方々にとっては本当に察するに余りあるものがあると思ひます。

福原学園の前理事長の首を切つたのは文部省の一つの判断でもあつたわけでございまして、その後、この新しい理事長のもとにおいて文部省の期待するような正常化が進んでいるとお考えかどうか、端的にお伺いしたいと思います。

○坂元政府委員 福原学園につきましては、先生御指摘のような経緯で私も補助金等をカットしているわけですが、ちよつと経緯について、御承知だと思ひますけれども簡単に念のために申し上げますと、昭和五十七年度に、過去六カ年間の学内食堂の売上利益金の一部を別途経理で経理しておつて、脱税事件が発覚したわけでございます。私どもとしては、問題の重要性にかんがみまして、その責任を明確化すること、経理を適正に処理すること、それから内部監査機能の強化を行うことを指導をいたしました。同時に、日本私学振興財団も、昭和五十六年度までの過去五年間の私立大学等経常費補助金の交付額の二五％を返還させたところでございます。

その改善がまだ達成されてない昭和五十九年に至りまして、新たな不祥事件が判明したわけでございまして、それは、福原学園が持つております大学、短大の一つでございます九州女子短期大学につきまして、学生数を過小に虚偽報告いたしました。これは先生御承知かと思ひますが、当時入学定員の三・〇倍以上、三・〇倍を超える水増しをしていふものについては補助金の対象にしていないかたつたわけでございますが、福原学園は三・〇倍をはるかに超えるにもかかわらず、三・〇倍以内、言いかえれば二・九倍とかそういう虚偽の報告を

いたしました。昭和五十七年度までの過去六年間に経常費補助金を不正に受領していたということでございます。しかも、不正に虚偽の報告をして学生数をこまかしたということの当然の論理的帰結でございますが、そのこまかした学生数にかかわる納入金、学納金につきましては、これまた学校法人の会計に計上することなく、別途経理で経理しておつた。約三十億でございます。先ほど先生が申されました学生数をこまかして文部省に陳謝したというのは新体制ではございません。新体制ではなくて、前の福原体制において、そういう極めて遺憾な学生数をこまかして補助金を詐取したということでございます。

このような事件を受けて、私も早速学校法人の責任者に文部省に来ていただきました。私どもとしては、前述のような極めて悪質な不正な運営の状況につきまして厳重に注意を喚起するとともに、改めて五項目にわたりまして指導を行ひまして、私学としての責任ある自覚に立つて自主的かつ自律的に改善を図ることを求めたところでございます。

その内容は第一点は運営体制の刷新等、言いかえればこれは責任の所在を明確にしていだきた。そして不適正な運営体制を適正なものにしていただきたいということでございます。それから、二番目は経理の適正処理、学生数の適正報告、ごく当然のことではありますが、こういうものを求めました。

三番目は教育研究条件の改善、この事件が発覚いたしましたから福原学園について詳細に私どもで調べてみますと、大学設置基準に定める専任教員がかなり不足しておつたというふうな事態が発覚いたしましたので、そういう意味で教育研究条件を改善されたいということ。

それから、第四点は教授会の適正な運営、これは九州女子大学と九州女子短期大学、大学と短期大学で変則的に単一の教授会を設置して運営しておつたという事態も判明いたしましたので、それぞれの大学あるいは学部、それから短期大学ごと

に教授会を構成し、適正に運営していただきたいという指摘でございます。

それから、五番目に内部監査機能を強化していただきたい。

こういう五点につきまして、私学としての責任ある自覚に立って自主的かつ自律的に改善を図るよう求めたところでございます。

また、日本私立学校振興財団も、このような事件が明らかになりましたので、過去五年間にわたりました経費補助金の交付決定を取り消しまして全額返還させるとともに、制裁措置として、今後五年間日本私立学校振興財団から経費補助金を出さないということを明確に福原学園に申し渡したところでございます。

これを受けまして、福原学園の方といたしましては、まず責任の所在を明らかにすること、運営体制の刷新等の問題につきましては一昨年、六十年の三月末に理事長以下全理事が辞任いたしましたので、この辞任に当たって、前理事長も今の理事長も話し合せて、四月一日付で松尾四郎現理事長以下、新しい理事が就任して今日に至っているところでございます。

それから、経理の適正処理等につきましては、学生納付金等の別途経理分については正規の学校会計に繰り入れております。さらに、予算に準拠した財政運営体制と不正のない経理執行体制の確立を図ることによって、経理の適正処理の実現を目指して現在努力しているところでございます。

それから、教育研究条件の改善につきましては、設置基準に照らして不足している専任教員のうち、九州女子短期大学については充足をされましたが、九州共立大学、それから九州女子大学につきましては設置基準に照らして専任教員がなお不足しておるということで、現在速やかに充足するようにという指導を続けているところでございます。

教授会の適正な運営につきましては、私どもの指導に基づいた運営に改めたというふうに聞いております。ただ問題は、教学関係の規程等がかな

り未整備なものがございまして、それについては早急に整備するように現在指導しているところでございます。

それから、内部監査機能の強化につきましては、六十年四月新理事会の発足とともに全監事の交代を行いました。二名の監事のうち一名を、公認会計士であります。常勤監事といたしまして、常時会計処理の監査を行うということで、内部監査の充実強化に努めているところでございます。

以上が学園の改善状況でございますが、ただ、前理事長でございます福原軍造氏が、伝え聞くとこちらによりまして、不祥事件の責任をとって辞任したわけでございますが、辞任して間もなく、学校法人の経営権の返還を要求して、現理事長等の役員退陣を現理事会に対して迫る諸活動を行っておる。さらに、同窓会等とかそれからその他教職員等と現理事会との不協和音が若干ございまして、そんなようなこともございまして、現理事体制に對しても、全体として必ずしも学校の教職員あるいは同窓生全員が信頼をしているというような状況下ではないというふうに聞いています。

ただ、私どもとしましては、学校法人の経営体制、不祥事件等を起こしまして責任の所在を明確にしたいというふうな場合を除きまして、学校の経営が若干教職員の間でぎくしゃくしておる、あるいは同窓生との間でやきやきしくしておるというふうな事柄自体につきましては、文部省が細かく口を出して、ああしろ、こうしろと言ふべきものではない、あくまでその程度のこととは学校法人が自主的に、自律的に改善に取り組んでいくべき筋合いのものであるという立場に立ちまして、現在、福原学園のそういう一連の動きにつきましては、関心を持ってその推移を見守っているところでございます。

ただ、五項目の点につきましては、五項目を完全に満たすように、私どもも鋭意現理事体制に對して指導しているところでございます。

○北橋委員 わかりました。

しかし、学内における信頼関係ははずたであらう。しかも、県の主催による公聴会において、驚くべきことに、この新しい理事長は終始緊密権を行使するというところで、県がせつかつくあつて、乗りに出してもそれに耳をかそうとしないというところで、事実上、私は、多くの方々から聞いている限り、現在の執行部の今のあり方では学園の正常化は難しいのではないかと思っておりますので、ぜひとも文部省としまして調査をしていただきたい。そのことをお願い申し上げます。時間が参りましたので終わらせていただきます。ありがとうございます。

○鳩山(邦)委員長代理 石井郁子君。

○石井(郁)委員 まず大臣に、文部行政の基本姿勢にかかわりますので、女性の社会進出についての発言に關して質問をいたします。

去る十六日、京都での文部省主催教育改革推進懇談会でこのような発言がされました。男女同権は建前で、本当は家庭に戻った方がよい、仕事に出るにしても子供が成年になってからにしてほしい、という発言でございまして、私は極めて重大な内容の発言だと考えております。

当委員会でも取り上げられておりますけれども、まず、この内容について、事の重大性を大臣はどのように認識しておられますか。

○塩川國務大臣 重大性とおっしゃいますけれども、私は自分で当然のことを言つたと思うておりまして、私の気持ちを率直に申し上げた次第です。

○石井(郁)委員 私は、大臣の発言として重大な意味を持つという点で考えているわけですが、この教育改革推進懇談会は公的な場だということですが、そういう場での発言ですからもちろん公的な発言と見てよろしいわけですね。

○塩川國務大臣 私は私の立場で、あの当時、どのような立場でしようかね、文部大臣塩川正十郎だと思ひます。

めになられたわけですが、そういういたしますと、大臣はこういう文書を御存じでしょうか。婦人問題企画推進本部が出されております「西暦二〇〇〇年に向けての新しい国内行動計画」がございまして、この文書はごらんになっていただけますか。

○塩川國務大臣 私はその本が出ておることは承知しております。読んだけれども、中身は今若干もうろうとうとしております。

(鳩山(邦)委員長代理退席、委員長着席)

○石井(郁)委員 中身が重要なんですが、この中身と先ほどの大臣の発言とは基本的に矛盾しておりまして、その御認識がどうかを私はお尋ねしているわけです。

この点では、文部省としても課題はやはりあると思うのですが、最初に、この新しい国内行動計画の内容についてちょっと御説明いたしますと、私は三点あると思います。

一つは、政府として婦人問題に対する一連の取り組みがあつたわけですね。国際婦人年世界会議後、総理府に婦人問題企画推進本部が設けられております。そして昭和五十二年に国内行動計画が決定されておりました。女子差別撤廃条約の批准は御存じのとおりです。それを受けて、昭和六十一年、今後は、国連婦人の十年ナイロビ世界会議、この「決定事項の国内実施への取り入れ及び女子差別撤廃条約の実施に伴う施策、その他婦人に関する施策について総合的かつ効果的な対策の推進を図る」、だから、政府としてこういう取り組みをしているということを開陳いたしましてどう考えておられるのかということがまず第一点です。

それから、この「西暦二〇〇〇年に向けての新しい国内行動計画」はこの五月に政府文書となつたと思うのですが、この中には、これからの基本的な方向につきましては、男女平等をめぐる意識改革が大事だというふうに書かれております。「改めて男女平等をめぐる我が国社会の意識を問い直す必要がある。」というところで、三つ述べられ

ているわけですが、その一つに、固定的性別役割分担意識を直す必要がある。これは、男女の役割を固定的にとらえる社会一般の意識が非常に根強い、つまり男は仕事、女は家庭に、そういうものを正していかなければならないというのがこれの一つの基本的な方向なんです。その中でももちろん、だからあらゆる分野で婦人が参加していくことを保障する、男女平等を確保するということが、その中には、育児についてもこれは男女共同の仕事だということにはちゃんと位置づけられているわけです。

三点目には、そういうこととして、総理府だけとか労働省だけではなくて、関係省庁としてこういう問題に取り組むという点で、文部省にも目標と施策が課せられているわけですね。例えば学校教育では「学校教育活動全体を通じて、男女平等と男女の相互協力・理解を進めるよう配慮する。」それから家庭科教育の問題では、「男女が協力して家庭生活を築いていく、それから、すべての生徒が主体的に自己の進路を選択する能力を伸長し、」すべての生徒が」というのはこの中に女子生徒も入っていると思います。

そういう点で、大臣の発言は、この新国内行動計画と真向から矛盾するといえますか対立するということになると思うのですが、いかがでしょうか。

○塩川国務大臣 私は、別にちっとも対立しないと思うしております。

○石井(郁)委員 だれが見ても対立すると思うのですけれども、どうですか。

○澤田(道)政府委員 行動計画については、事務的に私もフォローしておりますので、若干補足をいたしますと、例えば「育児期における条件整備の充実」という項目は、やはり行動計画の中にございまして、「育児休業制度の普及促進」とかあるいは「女子再雇用制度の普及促進」、これはやはり育児時代については、権利の関係は別として、育児の方について配慮すべき事項が入っているというところでございますので、就業と育児とをどう

調和するかというのは各家庭が慎重に判断すべきことであるということについては、この行動計画は否定しているものではないと思っております。

○石井(郁)委員 大臣に改めて伺いますが、どうして対立しないというふうにお考えになりますか。

○塩川国務大臣 私は、それはちっとも否定しておりません。肯定しております。だけど、石井さんもお子たちがあつたでしよう。恐らくあつたと思うのですよ。小さいときにあなたのお子たちに、学校から帰って親がおつた方がいいか悪いかわかっている、おつた方がいいか、お父さんがおつた方がいいかお母さんがおつた方がいいか、どちらがいいか」と言ったら、「お母さんの方がいい」と言うのは当たり前の話ですよ。それを一回子供に聞いて、子供の気持ちを酌んでやってくれたらどうだろうということをお母さんがおつたのでございまして、行動計画に違反したとか男女雇用均等法を否認しろ、そんなことは一言も言っておりませんから。

○石井(郁)委員 子供に聞いてみたらどうかというのはいまもう繰り返して聞いているのですけれども、その点では私は後で議論したいと思っております。

今は性別、役割分担、固定的な役割分担、男は仕事、女は家庭、そのことを見直していく時期にきている。そういう流れの中で、大臣が、女は家庭に戻るべきだ、こう発言されたわけですから、これはこの精神と違ふというふうには私は申し上げているわけです。だれが見てもそうじゃないでしょうか。

○塩川国務大臣 それは、長いこと人間の歴史がありまして、日本人の生活の中でも、やはり家庭というものの考え方があり、行動指針が出たからあしたからようかんをかみそりで切ったようにぴしゃつとこうやる、というわけにいかないでしょう、現実の問題として見た場合に、その考えからいくならば、親ができるだけおつてやってくれた

方が子供のためにいい、しかもそれにはお母さんだ。だったら、お母さんはできるだけ、できるだけと私は言っておるのですよ、絶対家庭へ帰れなんて言っていないから。できるだけ家庭に帰って、子供が学校から「ただいま」と言つて帰ってきたときには、お母さんが「御苦労さん」と言つてやったら、子供は随分と違つてくるよ、こういうことを言っておるのです。温かい家庭というのはそういうところだと思います。

○石井(郁)委員 温かい家庭がどういうものかも後で議論したいと思うのですが、こういう新国内行動計画、この施策を内閣として遂行していくというところから、関係閣僚の大臣としてどうなすか、本当にやる気があるのですか。

○塩川国務大臣 だから、私はそれを認めていると言っているじゃないですか。ですから、育児が済んで、育児という子供が学校へ上がつて成長してくれば、お母さんもお父さんとも社会的に出てもらつたらいいと思ひますよ。それは私たちが大いに歓迎することであるし、そういう社会こそ私は本当にいいと思ひます。だから、そちらの方はほとんど出てやってくさい。しかし、子供が一番大事なとき、学校へ行つて神経も非常に敏感なときなんです、こういうときは、できるだけお母さんが一緒におつてやってくれた方が温かいではないかということ、これは私は人情として否定できないと思ひます。

○石井(郁)委員 文部省の中でも、これはセミナーなんですけれども、国立婦人教育会館で実は家庭教育研究セミナーを開催しまして、母親が働くことと家庭教育とはどういう関係にあるのか、こういう調査もいろいろ行つております。例えばこれを見ましても、子供たちに聞いているわけですね。これは中学生ですけれども、「男は仕事、女は家庭」という考えをどう思ひますか、「こういう役割意識の調査というのは、世論調査もありまして、いろいろありますけれども、大体この十年來、こういう固定的な役割意識というものはだんだん

変わつてきています。そういう中で、中学生たちも、この役割意識につきましましては、それが「もつともだ」と思う者はもう二〇%弱なんです。これは母親が働いている家庭の子供ですけれども、そういう家庭の子供はやはり「母親が働く方がいい」というふうな大体答えているわけですね。そういうことがありますし、現実には働く婦人が大変ふえているのはもうずつと御存じのとおりです。

大臣は、子供が小さいうちは家にいてやつた方がいい、大きくなつたら出たらどうかと大変気楽におつしやいますけれども、それでは日本の社会で、子育てを終わつた三十代後半から四十代の婦人が気楽に仕事につけるような職場はありますでしょうか。

○塩川国務大臣 それは努力だと思ひます。例えば今パートの仕事が非常に多いですね。あなた御存じだと思ひますけれども、六歳から十五歳までの間の、小学校へ行つてくる人の、ちよつと静かに聞いてくださいよ、こつちは答弁しているのですからね。その間のお母さんの平均の有職率は五十%だということです。そのうち雇用関係を持つておるのが三五、六%ですか、あと十何%、約二〇%近くはパートタイマーなんです、有職といひましても。パートタイマーのお母さんなんかでも時間でいろいろ考えられるでしょう。例えば午前中のちよつと忙しいとき、あるいは午後忙しいときにやつて、子供が帰ってくる時分に家に帰れるような配慮をお母さん自身がやろう。あるいはパートを雇う方とも話をすれば、幾らでもそういう話はつけられるのではないかと。やはり努力をする必要があると私は思ひます。それは相手方のある話ですからもうまいこといふかどうかかわかりませんが、そういうことなんかでも努力をされて、一時間でも多く子供のそばにおつてもらふようにしたらということをお私に念願して言つておるのです。

○石井(郁)委員 パートで働く場はないとは言ひません。しかし、圧倒的な婦人たちが今のパートの現状に満足しているでしょうか。このことも婦

人にぜひ聞いていただきたいと思うのです。決して満足はしてはいないと思います。だから、本当に婦人が能力を生かす、そして職業選択ができる、そういう点では決して甘いものではないということについても、文部大臣としてもっと正確な認識をしていただきたいと思うわけです。

大臣は子供の気持ちを聞いてやってほしいということを繰り返されますので、こちらの方に話を移しますけれども、これも大臣がそうお考えでありまして、一体、本当に圧倒的な子供のいう声をどこでお聞きになったのでしょうか。

○塩川国務大臣 私の周辺の人が皆そう言っておりますから。私自身もそう思っております。私は子供が三人ありまして育ててまいりましたが、私が家においても、やはり子供は「お母さんは……」と言いますから、それは今でも同じだと思います。

○石井(郁)委員 そういう話になりますと、大臣の周辺の子供、そして私の周辺の子供もいろいろ聞いておりますし、先ほどのお話のように私の子供もあります。そういう点では、大臣が思い込んでおられるような、家に帰ってだれもいないとか、お母さんがいてほしいとかいうのは、正確な子供の声ではないのです。幼児期や小学校の低学年くらいにはそういうこともあるかもしれませんが、しかし、子供もそういう意識は変わってまいりますし、だんだんと働く母親について、また社会について、子供なりに考えて対応していくということは十分あるわけですね。それが一つ。

それからもう一つは、家に帰って母親がいないと寂しいのではというところから出発すること自身もおかしいわけですね。子供はどうして家に帰らなければいけないのですか。子供は子供の仲間と、そういう集団の中で育つということがもつと保障される必要があるわけです。だから、ずっと言っておりますように、学童保育の充実とかそういう社会的な施設が必要だ。そういう点は全く大臣のお考えにないわけですね。家に帰るものと頭から思っているわけですね。そういう

点でもこれは全然合わない。

それからもう一つは、私たちは、婦人が働き続けるに当たって、子供たちのことを決してほうっておくわけではないわけで、施設が不十分な中で大変いろいろとつらい思いをしながらかつていて、そういう現状もあります。働く婦人がふえていく中で、それと家庭教育や子供の関係についてのいろいろな研究、実証的なデータ、そういうものもあります。どのデータを見ても、大臣がおっしゃるようなデータを私はまだ見ておりません。子供たちはむしろ働く母親に誇りを感じていて、とか、共働きの家と母親が家にいる家庭との差があるだろうか、それも見られないという結論に大体なっているわけです。これは、先ほどちょっと御紹介いたしました国立婦人教育会館が行っている母親の就業と家庭教育に関する調査の中でも、大臣がやはりもっと今の実情とそれからこういう調査なども見ていただいた上で発言をしていただかないと、思い込みだけで言われては大変根拠がないこととすし困ると私は思うのです。そういう点でもっと働く婦人の現状、それから子供たちの実態、そういうものもやはり認識をしていただきたいと思うわけです。

もう一つは、最近の育児の問題でも、母親が育児をするものだということが大臣は何か頭から思い込まれていて、子供は、子育てにもっと父親が参加する、この父親参加ということももう世界的な動きになっております。ここにはいろいろな年輩の方々や各年代の方がおられると思えますけれども、三十代、四十代のお父さんたちも大変頑張って子育てに参加しておられる方もふえてきているわけです。今の日本では残念ながら労働時間が大変長かったりして父親が育児に参加できまされども、本来男女共同で家庭生活を守るのがやはり筋ではないかということですね。

だから、そういう動きの中で、大臣の発言という

うのは極めて逆行するというか逆戻りをする、せっかく政府としてここまで施策を強めようとしてきた中で、逆行させるものだというふうに思うわけですね。再度大臣の見解を伺います。

○塩川国務大臣 石井さん、あなたと話しておつたて、私は人間の本当の心情というか本性から話しておるし、あなたのは理論で話しておられる。だって、六つや七つの子供が、うちの母親の働いていることに誇りを持っているなんて、そんなこと感じるでしょうか。私はそんなことはないと思いますよ。だって、そういう家庭一つにしても、私なんかもずっとほかの家庭にもよく行きますけれども、「お父さん、お母さん……」とは行かないですよ。「お母さん、お父さん……」と要求しますよ。やはり人情というものは、人間が生活を営んでおる間は、世の中が変わったから、どうしたからといって、そんなに変わるものじゃないのです。しかし、よく聞いてください。やはりこれからの、豊かさを求め、そしてより文化的で、よりよい社会をつくるというためには、先ほどあなたがいろいろとくどくどとおっしゃった婦人の行動計画とか、そういうものを逐次実行していかなくやならぬということには私はよくわかる。これは全面的に肯定しているんですよ。しかし、そこには一歩に行くものではない。だから段階的に、私は一応子育ての済んだ御婦人の方とはほとんど社会に参加してもらいたい、しかし子育ての間の人はできるだけ子供と過ごすことを考えてやっていただきたい。これもだんだんとそういう児童生徒、そういう子供たちを社会的に保育する体制が整ってくれば、それは十分可能な話なんです。ね。そこへ一歩になかなか行かないのです。学校から帰ってきたら集団にほうり込んでいいとおっしゃるが、そんなことは、子供は遊んでいるときは一生懸命、一緒に遊んでいます、家に帰ったらいかに、それは暴論ですよ。だから私は、そういうことは人間の自然の中にやはり営んでもいい。しかし、よりよい社会を目指すの努力、これはもう大いにしなきゃならぬ、こういう

ことを私は申しておるので、だから京都で発言しましたのも、できるだけお母さんは子供と一緒にやってもらいたい、そのためにはできるだけ家庭へ帰ってほしいということを言ったのであって、そんなに、婦人の行動計画と結びついてそれがどうのこうの、この政策を、男女同権を、雇用均等法を否定する、そんなことはちっとも言っておりませんから。

○石井(郁)委員 やつぱり大臣はわかっていらつしやらないと思うのです。母親が家にいてやってほしいというのを、これは家にいるかいないかは本人が決めることでありまして、その女性自身が決めることではないでしょうか。どうして大臣がその人たちに、いてやってほしいとかいなきいとか言えるのですか。

○塩川国務大臣 私は「ほしい」と言っているのです。「おれ」なんて言っていないんですよ。一議員の発言というより大臣の発言なんです。大臣が、いてほしいという発言というのはどういうことですか。

○塩川国務大臣 いや、だから希望的発言です。○石井(郁)委員 まだ発言中ですから、ちゃんと節度を守って言ってほしいと思うのです。——だから私は、これは大臣の発言として到底認められないということなんです。それだけがどういう生き方をするのか、どういう選択をするのか、まさにこれこそが自由に属するものでありますし、またむしろ、今の日本では、本当に働きたいと思っても働け続けられないという、その現状こそが今問題になっているわけです。その施策をするべき文部大臣、文部省として、そこはむしろ何もなし、そういうことにこの発言がなるのではありませんか。もつと文部大臣としての責任ある答弁をお願いいたします。

○塩川国務大臣 責任ある発言をいたします。私は、人間の感情というものはそうかみ殺してできるものではない、しかし、いい社会を目指すためにはやはりその努力をしなきゃならぬというこ

とを言っておるんです。

○石井(都)委員 ですから感情はさまざまでありまして、大臣がどういふ感情を持とうと。しかし、今よくわかりました。大変やつぱり古い世代のお考えだということもよくわかります。そんな感情で文部大臣は施策を進めておられるのですか。違うでしょう。だからその辺をはっきり区別をしていただきたいと思います。大臣のそういう感情の発言が、結局文部行政の施策を一層後退させる、そういうことにつながるわけです。

それから、大臣の発言としてはやっぱり社会的な意味があるわけですね。影響力があるわけです。私たちはそのことを問題にしたいと思ひます。ですから当然この「週刊新潮」も書かれていゝるわけですね。発言としてはやつぱりどんどんひとり歩きするわけですよ。

そういう点で、文部大臣として本当に、こういう発言を今後繰り返されたいというふうにお約束していただきたいと思ひます。

○塩川国務大臣 私、そういう制約は受けられません。

○石井(都)委員 大変、私はやはり大臣の資格を疑いますね。非常に文部大臣としてのやつぱり資格が問われると思ひます。

しかし、時間がありませんのでこの件については以上で終わりますけれども、子供と婦人の現状につきましては、文部省としてもっと認識を深めていただきたい。

最後に文部省にも伺っておきたいと思ひますが、大臣の発言については文部省としてはどういふ見解をお持ちですか。

○澤田(道)政府委員 大臣の希望の発言が世の中の家庭で真剣に考えられることを期待しながら、行動計画についてはきちんと事務的にフォローしていただきたいと考えております。

○石井(都)委員 そういう文部当局の発言では大変困ると思ふのです。これ以上ちよつと時間もありませんので、また機会を改めたいと思ひます。

次に、もういろいろ出ておりますが、私も学校給食について簡単に質問します。先ほど来学校給食をめぐるいろいろな議論もありましたけれども、主として業務のあり方などが今取り上げられておるようですけれども、私は中学校給食について伺いたいと思ひます。

中学校の完全給食は、生徒数に比較をいたしまして現在約六〇%の実施率です。地域によりまして大変アンバランスがあつて、一〇〇%の県もあれば一〇%台もある。もちろん給食の形態はいろいろですけれども、完全給食になるとつと低いと思ふわけです。こう見ますと、大変遅々とした歩みだと思われまゝ。しかし、中学校給食についてはこの普及に親も子供たちも大変要求が強いと思ひます。学校給食法の目的に沿つて、文部省として一〇〇%普及への努力をもつてすべきではないかと思ふのですが、その点の見解を伺いたいと思ひます。

○國分政府委員 中学校におきます学校給食の状況につきましては、御指摘のとおり、小学校に比べますと普及がはるかに遅いと思ひます。現在、完全給食で申しますと五九・二%、約六〇%という状況にあり、これが昭和五十年に五五・二というところで、年々少しづつはふえておりますけれども、歩みが遅いということが言えようかと思ひます。

私も、学校給食は、学校教育の一環として、正しい食習慣の形成でございましてとか好ましい人間関係の育成という観点から大きな意義を持つておる、かように考えておりますので、今後とも中学校における学校給食の普及について努力をしてまいりたい、かように考えております。

○石井(都)委員 そういう御答弁をいただいたのですけれども、中学校につきましては、生徒の非行の問題とか今いろいろありまして、現場でも給食の実施について二の足を踏むところもあるといふふうに出ておるわけですから、もつと中学校らしい、食堂方式だとかいろいろなことが考えられるのではないかと思ふわけですね。その辺

も含めて、計画的な整備ということではないかと、もう少し具体的にお考えになられておるかどうか、伺いたいと思ひます。

○國分政府委員 中学校の学校給食につきましては、お尋ねの中にもあつたかと思ひますが、普及の状況が地域的にかなり格差がございまして、一般的に申しまして、大都市ないしはその周辺においてその実施状況が大変低いという傾向があるわけがございまして。

御案内のとおり、学校給食は戦後二十一年に始まりましたが、当時は小学校から始まつたわけがございまして。学校給食法が昭和二十九年に制定されましたが、中学校は三十一年から実施するといふように、小学校に比べますと若干後発したといふ事情もありまして、大都市周辺においてそういう低い状況にございまして、最終的には設置者でございまして市町村の責任において学校給食が行われるわけがございまして、未実施の市町村の今後とも努力に期待してまいりたいといふふうに出ておると思ひます。

○石井(都)委員 次に、英語の週三時間問題について質問したいと思ひます。

これは中学校の週三時間問題ですが、英語は以前は四時間でありましたから、四時間にしておし、そういう運動は三時間実施のときから大変世論としてありましたし、この運動は今も引き続いてあると思ひます。先日、私も国会で要請を受けております。そういう点で、英語の週三時間問題を取り上げるわけですね。

まず、週三時間が実施されて六年目だと思ひますが、この実情について、今現場の中では一層この三時間を強制する、ゆとりの時間を振りかえて四時間にするなどということは許されたいという点で、大変厳しいという声を聞くのですけれども、これが文部省の方針でしょうか。

○面崎政府委員 現行指導要領の制定当時の全体的一週間の授業時数が、精選という観点で削減されましたので、各教科の削減があり、したがって、英語につきましても一週間三時間という指導要領

が定められ、その後の経緯をいたしましては、やはり指導要領に従つた一週間の授業時数、各教科・科目の授業時数を守つてやつていただくというのが趣旨でございまして、公立学校等すべて三時間で実施していただくということで推移してきておるのが現状でございまして。

○石井(都)委員 文部省としては、三時間で進めておられて、それで現在学習指導要領の英語教育の目的が達せられていないといふふうな考えでおられるのでしょうか。

○面崎政府委員 学校教育において、それぞれの教科・科目の目標が定められておるわけがございまして、その目標に従つた内容、そしてそれをこなすに必要な時間数、こういうような学習指導要領の定めになつておるわけがございまして。

先生の御質疑の趣旨として、現在日本が置かれている国際化社会という一つの立場、そういう点から、今後外国語教育を一層重視するといふような前提もおありかと思ふわけがございまして。そういう意味では、今後、学校教育における英語の重視、そして英語授業時数の取り扱いについては十分検討する必要があるといふふうにも思ふわけがございまして、具体的には、今教育課程審議会でいろいろ検討している最中ではございますので、私もとしては、教育課程審議会の最終的な答申をいただいた後、授業時数あるいはその内容、目標等につきましても適切な対応をしてまいりたい、こういうふうに出ておる次第でございまして。

○石井(都)委員 先に教育課程審議会のことが出ましたので、それではその点で伺ひます。

教育課程審議会の中間報告では、確かに三から四ということが出されております。しかし、教育課程審議会の答申がなされ、そして学習指導要領に移され、それが実施されるとしたら、昭和六十八年ぐらいになるのじゃないでしょうか。だから、一つは、それまでずっとこの三時間を強制していくのかという問題ですね。現場でももつと弾力的な運用を文部省としてはとられるおつもりがあるのかどうか。ちよつと結論になりますけれども

も、伺いたいと思います。

○面崎政府委員 英語の授業時数について教育課程審議会もまだ最終的な内容は確定していないわけでありまして、中間報告で示されておりますのは三時間ないし四時間、先生御案内かと思いますが、三年生で若干、波形などで示されておるような一つのパターンで英語も取り扱われておるわけでございます。したがって、仮に学校の取り扱いは三時間なり四時間なり弾力的な扱いが行われるとした場合、それでは四時間の扱いがどうかという点ですが、実際の新しい指導要領の実施は、教科書の編集、検定、採択というふうな諸手続が必要でございますから、そうむちゃくちゃに早くはできないわけでございます。やはり新しい指導要領ができるまでとすればその趣旨に沿った移行措置というものが必要でございます。その移行措置の期間において、どれだけ新しい指導要領の趣旨に従った実際の学校教育における扱いができるかという点については今後の問題でございまして、私どもとしては、新しい指導要領の完全実施の問題、それから移行措置における新しい指導要領の趣旨をどういうふうに生かすかという問題等をいろいろと検討しながら進めてまいりたい、こういうふうな考えでおります。

○石井(郁)委員 大体三から四というふうな方向に進みつつあるというふうな受けとめられるわけですが、ただ問題は、中学生が本当に今教育を受けているわけですから、そして三時間のために英語が嫌いになったり勉強がわからなくなったりしているという問題があるわけですから、今の子供たちを本当に救うということが大事ですね。

そういう点で私、聞きますと、現場では非常に三時間の縛りがきつい、だから、もって現場の実情あるいは生徒たちの実情に合わせて、その辺では以前のようなゆとりとりの使い方がどうか、現場の自主的な時間の運用については文部省はもってとお考えになってはどうか。そういうお考えはあるでしょうか。

○面崎政府委員 やはり学習指導要領は学校教育の一つの守るべき基準でございまして、学習指導要領に定められまして授業時数等は、やはり学習指導要領の趣旨に従って基準として学校では守っていただくということが私は必要だと思っております。

ただ、英語教育の充実という点は時間数の問題だけではなくて、やはり中身の問題があるわけでございます。中身の問題としては教える先生の問題もある、そういう意味では英語の先生で、聞くこと、話すことについてあるいは書くことについての英語教育の充実をすれば、ネイティブスピーカーの充実も必要であるというふうなこともあるわけでありまして、私も時間は時間数の問題だけでとらえないで、やはりことしの予算で全体の、これは交付税措置になるわけでございますが、研修費等は予算でございまして、諸外国からネイティブスピーカーに大勢来ていただく、そして中高への配置等都道府県にも御努力いただく、英語教育自体の充実をしていきたいというふうにも思っているわけでございまして、時間数だけの問題ではなくて、先生方も含めた英語教育の充実が現時点においても着々と進めてまいりたい、こういうふうな考えでおります。

○石井(郁)委員 もちろんそういうこともあると思いますけれども、時間数そのものが現場ではやはり大変重要だ。週三時間になりましたから、いろいろな学校の行事や何かで時には週二時間になつてしまふ、そうすると、英語というのはやはり続けているということが大事ですから、もう非常に間があいてしまつて、子供たちの理解に非常に困難だということがあるわけですね。ですから、どうしてもやはり四時間が必要だ、あるいは特に中学三年生になったら四時間が必要だとか、いろいろ生徒たちの実態にに応じてあると思うのですけれども、それをどうしても三時間の枠におさめ、そういう強力な文部省の指導だけはすべきでないというふうな思ふわけですね。その辺で、強制をやめてほしいという現場の声にぜひともこた

えるべきだというふうな考えるわけです。

それから、これは先日の広島の方々のお訴えなうですけれども、広島では、この週三時間が困るという運動の中で、四時間にしてほしいという請願が市議会でも採択されております。しかし市議会では、国の方針が、国が三時間と言っている以上はどうにもならないというふうな答えているわけですね。ですからやはり、いろいろその地域の実情、学校の実情に応じてその辺はやるようにすべきだということを、重ねて文部省の見解を伺いたいと思ひます。

○面崎政府委員 先生のお話ではございますが、やはり国の基準として定められております学習指導要領は、英語だけでなく各教科・科目ございまして、道徳もあるし、特別活動もあるわけでございます。それらをひっくるめて全体的な一つの教育活動の基準として示されておるわけでございます。私どもとしてはやはり、英語の授業時数は、中学校なら中学校の全体の授業時数の一環として、基準として守っていただきたいというふうな思つておる次第でございまして。

○石井(郁)委員 何かまたもとへ戻るのですけれども、しかし教育課程審議会の答申等、今後の指導要領の改定の中では三から四という幅ができよう、こういうことと今とっている方針とがこれまた食い違ふわけですね。だから、今からでもやはりやるべきことではないかというふうに、普通に考えてもそうではないかと私は思ふわけですね。

子供たちの実態については言うまでもないと思うのですけれども、三時間になったために一層塾通いがふえているという問題があるし、先生にも親にも子供たちにもこれはもう大変な不評を買っているわけですね。ですから私は、そういう方向で教育課程審議会が考えられているのですから、今からすぐにもやはり何らかの弾力的なというか、柔軟な対応をすべきだというふうな考えるわけですね。

英語がこれだけの、臨教審を含めて国際社会の中の日本とか国際化とか、文部省を挙げてそういうことを言つておられるわけですから、そういう中で、この三時間になったために一層日本人の英語の語学力が低下している。これは実施になりまして六年目。これもまた大学の先生の話ですけれども、大学生がこの三時間で育つてきているわけですね。やはり非常に差が出てきておる、英語の力が落ちてきているということが実感として言われております。それはやはり日本人全体の問題にひいてはなつていくわけですから、今からすぐにも、やがては正されるというのなら、今すぐからでも是正すべきだという点で、文部省の見解をぜひとも確立してほしいというふうに思ひます。

○面崎政府委員 教育課程審議会におきましては、中学校の授業時数の問題、それから中学校の教育課程のあり方につきましては、やはり選択と申しますか、能力、適性、進度に應ずる個性を重視し、選択的な要素をいろいろと加味しようというふうな一つの方針がございまして、これは英語のみならず、三年生については幅を持った授業時数を示すというふうなことがあるわけでございます。したがって、仮に英語が三時間ないし四時間というふうになりました場合にも、これは選択の問題として示されるであろうというふうな私どもは予測されるわけでございまして、そのような一つの方向というのが、現時点における英語教育の重視という方向で教育課程審議会がいろいろ検討されているということは私も承知しておりますし、それはそれで結構なことだと思ふわけでございまして。しかし、現時点において、それでは英語だけ授業時数の枠を外すということとはこれはまた別の問題でございまして、全体の学習指導要領の今の姿からして、英語につきまして重視することは、授業時数の問題だけでなく、全体の英語教育をどういうふうな充実していくかという問題としてとらえ、それぞれの学校教育において、先生方の面あるいは設備の面、生徒のいろいろなドリルの面等において、あるいは個別指導の問題もございしますが、そういう方向で現

時点におけるだけの努力をすべきであるというふうな考えである次第でございます。

○石井(郁)委員 時間がありませんので、次の問題に移ります。

初任者研修制度の問題です。初任者研修制度は、ことしから予算の裏づけを持って試行が始められていくわけです。きょうは時間もありませんので、私は二つの問題に絞って質問します。

一つは、この初任者研修制度は、新任教師に対してマンツーマンで指導教員がその研修指導に当たるといふことですけれども、この指導教員の身分といふことが権限といふことが、そういう問題について、文部省のモデル案によりまして、「指導教員は、関係学校の教頭、教諭または非常勤講師の中から、当該関係学校の校長の意見を聴いて、当該関係学校を所管する教育委員会が命ずる。」というふうにあります。四月から始まったところなんですけれども、この指導教員がいろいろな形で命ぜられていないかと想像されるのですけれども、これは文部省モデル案ですから、今試行されている都府県、どういう形で指導教員が決められているか、ちよつと内訳を教えてくださいたいと思います。

○加戸政府委員 本年から三十六の都府県、指定都市におきまして、初任者研修の試行を開始いただいているところでございます。文部省で一応お示ししましたモデル案は、参考としてお流ししたわけでございます。

ただいまの御質問の、指導教員の命課方法でございますけれども、各都道府県段階におきまして、あるいは指定都市段階において、必ずしも文部省のモデルどおりではございません。しかし、多くの県が文部省のモデル案によりました教育委員会が命課をするという方法をとっておりますけれども、一部の府県におきましては、校長が命課をし都道府県教育委員会に報告をする、あるいは校長が都道府県教育委員会と協議の上、任命するといったような態様もございまして、そういった方法が約四分の一ぐらいの都府県にございます。

○石井(郁)委員 指導教員は教育委員会の任命というところですけれども、任命ということではこれまでもいろいろなケースがあるのではありませんか。例えば主任制度などもそのなかのかもしれないけれども、その点ちよつと教えていただきたい。

それから、任命ということでは、例えばこの初任者研修の場合の教員の身分と権限ですね、それについて文部省はどのように考えておられますか。

○加戸政府委員 御承知のように、都道府県教育委員会あるいは指定都市の教育委員会が任命権を有しているわけでございます。現在その任命権行使の態様といしましては、それぞれ校長、教頭あるいは教諭といった具体的な身分についての発令、あるいは校務分掌といしましては、市町村の教育委員会がそれぞれ、主任を命ずるといった具体的な職務内容の命課といふものを行っているわけでございます。

ただいまの初任者研修の試行につきましては、都道府県教育委員会ではなくて市町村教育委員会が命課をするというところでございまして、職務の分担といしまして、学校においてどのような仕事をしていたかという命令を市町村教育委員会から出しているケースでございます。

なお、先ほど申し上げましたように、学校長自身が命課をしているケースもございまして、これは、市町村教育委員会からの授權を受けて、校長先生がそのような具体的な命課の方法をとるというところでございます。

いずれにいたしましても、理論的に申し上げますれば、指導教員の命課の形態といしましては、当該学校の教員にその学校における新任教員の指導に当たるようにという職務内容を付加したものと考えておるわけでございます。

○石井(郁)委員 現在のところ、実際の当該学校のどのような教員が指導教員として命ぜられているケースが多いか、その辺でも文部省はつかんでおられるでしょうか。

○加戸政府委員 具体的な状況はまだ全部は把握いたしておりませんが、多くの都道府県におきま

しては、当該学校におきまして経験豊富な、かつ指導力豊かな教員ということございまして、例えて申し上げれば、主任クラスの教員が比較的多いように承知をいたしております。また一部の県におきましては、教頭先生を充てる場合もございまして、あるいはもう少し経験年数の短い教員を充てているケースもございまして、さらに、これもまた一部の地域でございまして、いわゆる非常勤講師として採用されました退職教員による具体的な指導のケースも若干あるようでございます。

○石井(郁)委員 もう一点、教育委員会の任命というところで、主任制度とは異なる点があるのかどうか、あるいは同じような性質のものなのかどうか、その点もちよつと伺っておきたいと思ひます。

○加戸政府委員 主任の職務といましては、学校の中におきまして業務の連絡指導に当たられるいわゆるチーフ的な立場の方でございまして、研修との関連で申しますと、研修主任という制度を設けられている学校もございまして、あるいは教務主任がそういった内容も兼ねられている場合もございまして、今回の指導教員の命課といひますものは、当該初任者、いわゆる新任教員の個々に即しまして具体的に指導を行うというところでございまして、今あります主任の、学校の中での校務分掌体制の中で取りまとめをし連絡指導をする性格とは必ずしも一致はいたしません。しかしながら、当然指導教員でございまして、個に即した指導を行うと同時に、学校の中におきまして研修体制あるいは校内の研修の調整といったような役割も果たすわけでございますから、主任的な要素も職務内容としては持ち得るだろうと思ひます。

しかしながら、性質的に申し上げますれば、主任そのものであるというケース、あるいは主任職といひますか連絡調整というよりも、むしろ個別的な指導のウェイトの方が高いというようなケースもあるかと思ひます。これは、学校におきまして具体的な指導の態様によつて異なるものと理解しております。

○石井(郁)委員 いろいろ伺つてきたのですけれども、実は問題にしたいのは、教育委員会が命ずるということでは、指導教員と新任教員の間に、指導教員が職務権限的なものをやはり持つのではないかとこの心配が大変あるわけですね。そう考えられるわけですね。そういう点が一つ、私も、研修といふことの中に、教員と教員の間にそういう特別な指導と被指導といひますか、あるいは職務的な権限を持ち込むということが本来なじまないといふふうな考えにいたるわけですが、その点で、そういうものになつていくのではないかといいうことですね。

だから、指導教員は学校の校務分掌の一環として、その学校の中で集团的に検討されてだけれどが任に当たるといふことぐらいでいいのではないのか。なぜ教育委員会が命じなければいけないのか。こういう点では非常に問題が残ると思うのです。その辺で、そういう指導教員の職務権限的なものが考えられているのかどうか、伺つておきたいと思ひます。

○加戸政府委員 この初任者研修の試行は、まさに教員の資質向上の主要な眼目点といひまして、重要施策として取り組んでいるわけでございます。そして、だから具体的な責任者となつて、その初任者研修の中核的存在として指導していただく、こういう立場でその仕事を分担していただくわけでございますし、またそれは、単なる当該学校の教員の研修をするということだけではなく、当該都道府県内に採用されました教員として、その当該都道府県内のどの学校へ勤務しても通用する教員として立派に育つてほしいという願いが込められているわけでございます。

そういった視点に立ちまして、具体的な学校におきまして先輩教員として後輩の指導に当たつていただく仕事分を市町村教育委員会に命じていただくということございまして、今先生がおつしやいましたように、特定の先生がついてやるのかどうかという御疑問もございまして、私ど

もの立場といたしますれば、いわゆる校内の全校体制の中におきます研修も必要でありますと同時に、だれか中核になる具体的な先生が直接に新任教員の指導をしていただくということに、今回の試行の最も重要な価値を認めているわけでございまして、そういった趣旨に沿ひまして、責任を持つて先輩として後輩を育成する、あるいはアドバイザーとして立派に育てていただく、そういうお助けをしていただく重要な立場にある仕事と理解いたしております。

○石井(都)委員 そういう意味でしたら、別にあえて指導教員として教育委員会が発令しなくても、いろいろなことでできるわけですね。学校には当然若い先生と先輩の先生がおられるわけですからね。なぜあえて特定の指導教員を一人つけないければいけないのか、そういう問題になるわけですか。

私が伺ったのは、指導教員による職務的な権限というか、それが一体あるのですかないのですかというのを伺ったわけです。その点を端的にお答えいただきたいと思います。

○加戸政府委員 学校の教員は、本来児童生徒の授業に当たるわけでございますけれども、指導教員としての仕事をしていたくためには、本来のそういった仕事よりもはるかに付加されます、例えば今の試行でございますと、年間七十日程度の個別的な指導という形でいわゆる新任教員の指導に携わっていただくわけでございますから、大きな職務内容の変更になるわけでございます。その意味におきまして、教育委員会が学校長の意見を聞いて判断するのが適切であろうと考えているわけでございます。

それから、具体的な命課をされました教員は、職務として新任教員の指導に当たる義務を負うわけでございまして、その意味におきましては、いわゆる学校の校務分掌の一つといたしまして初任者研修に当たっていただくということでござい

○石井(都)委員 もう既に試行の実態というか、

これが集約されて発表されてもおりますので、いろいろ問題もあると思うのです。新任の教員に一人の教師がつくということで、先生の先生がいるということ、子供がかえって新任の教師に不信を持つということも言われております。それから、学校全体の集団から隔離されているという、マン・ツー・マンですから、一対一で研修が行われているということ、他の教師全体からすると一体何が行われているのか一向にはつきりしないという点もありますし、新任の教師にとつてもいろいろ不安の中で職場からいわば隔離されて研修が行われているということもありまして、この初任者研修は実態で大変問題があると言われていると思います。

そういう点では、私もマン・ツー・マンというこの研修のあり方も含めて、もちろん初任者教員に対する研修が必要でないとは私も考えておりません。だから、本当に教師の力量を上げていくためにはどんな研修やどんな学校、教師の集団がいいのか、あるいは親との関係がいいのかという点については、今後一層考えていきたいし、文部省でも、もっと実態をつかんだ上で、本場に現場の教師の声といいますかそういうことを受けとめて、この初任者研修の指導に当たっていただきたいということを最後に申し上げまして、時間が来ましたので質問を終わります。

○愛知委員長 山原健二郎君。

○山原委員 これは申し上げるつもりはなかったのですが、石井さんと文部大臣との婦人の問題をめぐっての先ほどの討論を聞いておりました、一言申し上げたいと思うのですが、どうしてもかみ合わない点があるわけですね。私は、文部大臣のおっしゃる、子供に「お母さんがおった方がよろう」と言えば、子供は「その方がいい」と言うというようなことも、それは間違ひではないと思えます。けれども、御承知のように、日本の婦人の地位というものが諸外国に比べて随分おくれである部分があることもこれは事実なんです。だから私は、私の今生活しておるところは高知

市ですが、その高知市内の今は真ん中になっておりますけれども、上町村、小高坂村というのが明治時代にございまして、ちょうど自由民権運動のときに、この二つの村で初めて婦人の参政権が与えられたことがあるのです。これは片岡健吉、最初のころの衆議院議長をした人ですけれども、そういう人たちの運動がございまして、世界で初めて婦人が選挙権を持ったという歴史があるので

〔委員長退席、高村委員長代理着席〕

そのときに、楠瀬喜多という婦人がおりまして、これは民権ばあさんと呼ばれておりますが、何遍も政府に交渉しまして、婦人が選挙権を持たぬのはけしからぬじゃないかということで、かち取ったことがあります。けれども、その後自由民権運動があつたような挫折をしたり、あるいは激しい弾圧などもございまして、ついに婦人参政権は得られずに、婦人の地位はそれから向上することなく、婦人は家庭へ帰れ、このスローガンのもとに長い長い歴史を歩んできました。戦後初めて日本の婦人は選挙権を得たわけです。戦後初めて男女賃金の同一化という闘いがありまして、一つ一つかち取ってきたわけです。

でも、やはりおられてるんですね。これはよその国へ行ったらわかりますように、国会議員だつてどこの国でもほとんど三分の一は婦人なんです。それに比べても、やはり立ちおくれた部分があるわけです。それをどう民主的に解決していくかという立場に立たされてるのが文部大臣ではなからうかと私は思うのです。これは憲法にも性別によつて差別されないという条項がございまして、教育基本法には御承知のように民主的で平和的な人間を育成するという大目標があるわけですね。

そうしますと、文部大臣の任務は何かという、やはりこの国のおくれた部分を少しでも民主的に改善していく、これが大臣に与えられた任務ではなからうか。このところで論議をしていけばかみ合う面も出てくると私は思いますけれど

も、心情的、人情的、こう言われますと、確かにそういうものもあるわけですから、そのところで問題が混乱をしよう。そして、今度の文部大臣の発言について、多くの婦人の皆さんだけでなく、男性の皆さんからも批判が出るのも当然だと私は思います。そういう点では、文部大臣の任務とは何か、この社会を民主的に前進させていく、そして婦人のおかれた地位を改善していくんだ、解決していくんだ、そういう構えで、今後、どの場所へ行かれましたも、御発言をさせていただくことが妥当なのではないかというふうに私は思いますので、最初にそのことを申し上げたいと思います。

老婆心のごときことを申して大変恐縮でございますけれども、先ほど聞いておりましたそのことを痛感しましたので、最初に申し上げておきたいと思ひます。時間がありませんからまた御発言いただきたいと思ひますが、きょうは時間がありませんので。

そこで、最初に、文部大臣の諮問機関である学術審議会が文書を發表されておりました、二十二の国立大学にある七十一の附置研究所すべてについて五段階評価を行ひまして、中には「組織全体として改善すべきもの」というような、スクラップを指示するがごとき文書を出しております。これは一九八三年から八四年にかけて研究等検討小委員会をつくつて、それが評価をしたと言われているのでございまして、この検討委員会のメンバーはどういう人たちによつて構成されておりますか、まずお伺ひしたいのです。

○植木政府委員 学術審議会の研究等検討専門小委員会の委員でございますが、学術審議会の委員が五名、そのほかに専門委員が四名で構成された小委員会を設置したわけでございます。

○山原委員 五名のわずかな委員によつて、七十一の長い歴史を持つ附置研究所の内容を評価すること自体が私は無謀なやり方だと思ひます。その内容自体を見ましても、研究所設立の意図、趣旨から見ても妥当であるか、妥当と言ひが

たい場合、別研究の目的を持つてゐるか。それは妥当か。あるいは研究所の現状から見て設置形態は妥当か。また研究所の流動性はどうか。人事は交流が適切に行われているか。所外との交流は適切に行われているか。また研究所の規模、組織、運営は妥当か。こういうものなんです。

それで、コメントがつけられておりますが、それを見ますと、例えば東京大学の社会科学研究所につきましては、「日本の社会科学研究所の縮図の観。研究部門の構成が全く無体系で、講座の総花的集合と化している。国際交流の実績に乏しい。研究所としてのアクティビティは低い。」というふうな書かれております。これは五段階で最悪ですね、A1となつております。それからもう一つA1、これは東京大学の新聞研究所ですが、どういふふうなコメントがついてゐるかとい

いますと、「大学の附置研究所としては存在理由なく、現状の研究組織程度ならば、文学部に合併吸収するのをもっとも自然で有効な方向であろう。」というふうな評価がなされてゐるわけでございますけれども、行政機関の一つとしてこういう評価をし、しかもいわば勝手に改組等を押しつけることは、まことに大きな問題だと思つてございます。これはまさに研究内容への評価であり、行政機関がやるのはまさに国家統制につながるのではないかと思つてすけれども、こういうことは全く正しいやり方ではないと思ひます。

そして、今おっしゃいました五名の委員、それからさらに四名の専門委員あるいは担当科学官三名、これを全部合わせまして、例えば文科系の方は梅棹忠夫さんお一人なんです。あとの方は全部理科系といひましょうか、そういう自然科学系の人たちなんです。たつた一人の人が文科系、社会科学系で、それで五段階評価をするというやり方が果たして正しいのか。文部省としてまさか正しいとは思つておらないと思ひますが、この点はどうでしょうか。

○植木政府委員 学術審議会におきまして昭和五

十五年十一月に文部大臣から諮問がございました。「学術研究体制の改善のための基本的施策について」、学術審議会が開始したわけでございます。昭和五十九年二月に答申が出たわけでございますが、学術審議会におきまして審議の過程におきまして、研究体制の整備ということについていろいろ議論、御検討をいただいたわけでございます。そういうわけで、その過程におきまして、個別の研究所につきましてもいろいろな議論が行われたと承知はいたしておるわけでございますが、今先生がおっしゃったような、個別の研究所について学術審議会としての意見をまとめたというふうなものはないわけでございます。

○山原委員 現実の問題として、例えば一、二の例を挙げますと、九州大学の生産科学研究所では三年前から所員会議でA1ランクだと言われまして、文部省から指示されたと言われております。また群馬大学内分秘研究所について、ことしA1ないしはA2である、そういうランクだと言われておるといふことを私はお聞きしてゐるわけですが、こういう事実はないのでしょうか。

○植木政府委員 先ほど申し上げましたように、学術審議会の途中におきましていろいろ特別の研究所につきましても討議、議論はあつたと承知しておりますが、学術審議会としての個別の研究所についての意見をまとめたものはないと承知しております。

○山原委員 ないということでございますから、それならそれで、こういうことがあつて、またそれに基いて文部省が指導するということになりますと、研究評価、研究所整備の臨教審答申の先取りではないかといふ感じが私はあります。また、行政当局のあり方は研究所の自主的な改革を援助するのが本来の目的であらうと思つてゐる。そういう点で、今そういうまとめたものが無いとおっしゃいましたから、あれば本委員会に提出をしていただいてそういうことがないようにしていただきたいという発言をしようと思つておつたのでございますけれども、そういうもの

○阿部政府委員 御質問にございましたように、このたび関係の省令を改正いたしましたして、各大学の判断によつていわゆる寄附講座を設けることが

のではないとおっしゃられるのですからそれでいいわけですが、そういう点では十分に慎重な態度をとつてもらいたいということを申し上げたいのですが、よろしいでしょうか。

○植木政府委員 先ほど申し上げました学術審議会「学術研究体制の改善のための基本的施策について」という答申がございまして、研究所の体制の整備についても指摘があるわけでございます。

文部省といたしましては、この学術審議会から指摘、答申を受けました点等を踏まえて、研究所に対していろいろ指導を行つたりあるいは御相談に應じたりといふことをいたしておるわけでございます。

○山原委員 それならば私は申し上げたいのですけれども、今おっしゃつたように、五名の方々によつて構成されている審議委員、そういう方々にも苦しい中でのいろいろ苦勞をしてやつてゐるものに対する五段階の評価、しかも改組を求めるといふようなやり方、そういうやり方は正しくないといふことを申し上げておきたいと思つてゐる。きょうは時間がございせんからこの問題はこれでおきますけれども、これは指摘にとめておきたいと思ひます。

それから、もう一つの問題は、今度五月十九日の各紙が報道いたしました国立大学の寄附講座、いわゆる冠講座の開設の問題でございますけれども、文部省は、新聞によりまして、国立大学にも企業などの民間寄附で一〇〇%寄附講座を開設できるように、十九日まで国立大学設置法施行規則を改定して報告しております。同時に、東京大学の寄附講座要項なるものが掲載をされておるのでございますが、文部省が寄附講座開設に踏み切つた理由は何でしょうか、簡明に答えていただきたい。

○阿部政府委員 御質問にございましたように、このたび関係の省令を改正いたしましたして、各大学の判断によつていわゆる寄附講座を設けることが

できるようにという根拠規定を置くことにいたしましたわけでございます。

これは申し上げるまでもないことでございますけれども、国立大学における教育研究の内容を豊富にし多様なものにしていく、そして生き生きとした教育研究活動が行われるようにしたいといふねらいに基づくものでございまして、こういうものを設けることによりまして大学と社会の適切な連携が一層緊密になつてくるであらう、あるいは外部資金の導入等によつて効果的にこれを活用した教育研究活動ができるであらう、さらには各大学の自主的あるいは弾力的な運用といふものがある面でもやりやすくなつてくるであらうといふようなこと等を踏まえまして、これは大学関係者からもかねてからいろいろ要望があつたところでございまして、昨年の四月に臨時教育審議会からもそういう御指摘がございました。そういうことを制度化いたしましたして、各大学の判断によつてこれができるようにという仕組みをとつた次第でございます。

○山原委員 臨教審答申は民間活力の導入ということがあつたわけ、第三次答申で、高等教育に対する公財政支出が日本は大変不十分だといふことを指摘しております。しかし同時に、臨教審は指摘しながら、資金の多元的導入を提唱しまして、また社会人の任用の拡大を言つたわけですが、今局長がおっしゃつたように、早くもそれを具現化するというのが今度のものではないか。しかもその内容は、大学教育のあり方をまかり間違へば抜本的に変えるとともに、学術研究が国民のためではなく、国家と大企業のために従属するといふ重大な事態を招きかねない危険性をはらんでおると私は思つてゐる。そのことについて少しお尋ねをしたいと思ひます。

今度の施行規則の改正と東京大学の寄附講座要項はまことに我々にとっては唐突なものでございまして、法的にも疑義があります。

まず第一番に、設置法施行規則改正では、「寄附

講座に係る経費は、国立学校特別会計法第十七条の規定により国立大学の学長に経理を委任された金額をもって支弁するものとする。」としております。ところが、同会計十七条は、「国立学校における奨学を目的とする寄附金を受けた場合において、必要があるときは、文部大臣は、当該寄附金に相当する金額を国立学校の長に交付し、その経理を委任することが出来る。」こうなっておりますのでございます。この「奨学を目的とする寄附」とは一体どういうものなのかということが問題になってきますが、これはどうお考えですか。

○阿部政府委員 国立学校の特別会計制度の中の経理の一つの仕方といたしまして、奨学寄附金という制度があるわけでございます。この奨学寄附金と申しますのは、民間等から国立大学に寄附を受けました場合に、それを、寄附の目的は大体のものが学術研究の振興に資するとか教育の振興に資するとかあるいは中には学生に対する奨学金の支給に使ってもらうとか、いろいろな中身のものがございまして、それを一括して学術の振興に資するという意味で、奨学寄附金と言っておるわけでございます。それを全部国の会計に組み入れましてまた別途歳出を組んでという、技術的に大変難しいことをしないで、その部分につきましては、歳入として入ってきた寄附金を各大学の学長にそのまま委任をいたしましてそこで経理ができるようにするという、大学の経理の弾力的な運用の一つの制度として従来からあるものでございまして。

○山原委員 これは法の性格をゆがめるものではないかと思うのです。これまでの奨学を目的とする寄附というのは、ただ学問の奨励、研究の奨励という寄附でございまして、特定の目的、また見返りを想定しないものであったわけですね。ですから、国立学校特別会計に繰り入れて国立学校の長に経理委任をしておいたわけですね。ところが今度の規則改正で、東大の寄附講座要項を見ますと、「寄附講座」とは、個人又は団体の寄附による基金をもってその基礎的経費を賄うものとして

置かれる講座をいい、奨学寄附金の目的が寄附講座設立を目的としていることですね。これは目的がそういうふうになつてきたわけですね。しかも「前項にいう『基礎的経費』には、おおむね、次に掲げる経費が含まれるものとする。」といたしまして、「(1)寄附講座教官の件費及び旅費 (2)寄附講座における教育研究に必要な経費」という特定の目的にしているわけですね。そうしますと、設置法の施行規則の改正によりまして、逆に国立学校特別会計法の中身がここで変わつてくるわけですね。規則改正によつて法の精神といひますか法の中身が変更されるということ、これは全くとんでもないことだと私は思います。幾ら弾力化だといつても、今までの法律を利用しながら規則改正によつて法の中身が変わつてくるなどということは、やつてはならないことだと思つていますが、あえてそれをされたわけですね。

○阿部政府委員 奨学寄附金の制度は、そういう研究その他の目的に使つてほしいということと各寄附者から寄附がされて、それを委任経理として使つておる、従来からもそれは教育研究面での運営費等にも使ひ、人件費等にも使つておるものでございまして、私どもは格段法律に違反しているとは思つておりません。

○山原委員 特別会計法によつて、文部大臣が必要のある場合には学長に渡して、学長にその権限を委任していったわけでしょう。それが今度は相当違ひますね。特定の目的にこれを使つていくということとございまして、そういう点から見ましても、もちろんこれまでも奨学寄附金制度はあつたわけですが、それがここで変わつてくるわけですね。

それから、時間がありませんから次へ移りますけれども、文部大臣裁定というのが出ておりますね。ここへ持つてきておられますが、ここには外国人の任用問題がうたわれております。奨学寄附金が外国のどの国から、あるいはどの国の何々会社から幾らというふうなことが今御説明できますか。

○阿部政府委員 奨学寄附金という形で外国あるいは外国人から寄附をちょうだいして、委任経理で措置をしているというケースは、従来から何件かあるわけでございます。具体には、昭和六十九年度の数字で申しますと国立学校全体で七十九件、金額にいたしまして一億二千八百万円は、外国からの寄附として国立大学がいただいて、教育研究に役立てているという経緯はございます。

○山原委員 これからは、施行規則の改正によりまして、外国からの寄附講座もできるというふうな解釈してよろしいですか。

○阿部政府委員 制度的にはそういうことを禁じておるといふことではございませんので、例えばある国から、その国の何々文学の講座を何年間寄附したいというふうなケースはあり得ることだろうと思ひます。

○山原委員 今、私は、東京大学の先端技術研究所に對しましてNTTから五年期間で一億五千万円、新日鉄、NEC、CSKから三年間で寄附講座開設の申し込みがあると聞いております。この後の方は約九千万円、こう言われておりますが、まかり間違へば、冠講座ですか、NTT講座、新日鉄講座、NEC講座というふうなことになる、さらには外国企業の寄附講座が開設できるとなりまして、それも冠講座ということになれば、例えばフォード講座あるいはロッキード講座とかいうようなことになつてまいりますと、まさにこれは企業大学という方向に向かう可能性があらますね。いわば国鉄の分割・民営と似たような大学の分割・民営じゃないかということまで考えられるわけですが、この寄附講座における講座内容、研究内容はどのようにして決めるのですか。お金をを出している民間企業が最も強い権限を持つてはいないでしょうか。

○阿部政府委員 大学でどういふ講座をつくるかという問題は大学が判断をすることであり、その内容等をどうするかも当然大学の自主的判断によることとございます。大学の自治の観点からいまして、外部によつて動かされるという性格のものではないと思つております。

なお、先ほど冠講座についての名称についてのお話もございましたけれども、これまでも例えば、施設等の寄附を受けた場合には、最近では例えば名古屋大学の豊田講堂でございまして、富山大学の黒田講堂でございまして、あるいは奨学寄附金の例で申しますれば、これも東京大学で例がございまして、日本証券の奨学財団の助成金であるとか、そういうような形で、寄附をしていただいた方の御好意に報いるという意味での冠を冠するというようなケースは、従来からもあるわけでございます。

文部省といたしましては、冠をつけるにつけないうちに特段の指示等をする考えはございませんけれども、各大学の自主的な御判断に任せるべきことだ、こう考えております。

○山原委員 この講座の人事権はどこにありますか。

○阿部政府委員 大学の人事でございまして、大学の人事権のもとで処理されることとございまして。

○山原委員 これは例えば三年とか五年とか期限を切つてやつておるわけでしょう。その身分がどうなるか、客員教授あるいは非常勤講師とかいうようなことになつてきますと、いろいろ問題が起りますね。その辺のことも文部省としては検討されておりますか。

○阿部政府委員 身分は、日本人の場合には非常勤の教員、いわば非常勤講師のような格好のものになると思ひますので、そういう形で年次を区切つての採用ということになつてくると思ひます。客員教授というふうな名前は、これは呼称としてそういう呼び方をしてもいいということを制度で認めておりますけれども、そういう地位があるわけではないわけでございます。

なお、外国人をこれに迎えるというふうな場合には、外国人との勤務契約という公務員法上の制度がございまして、今外国人教師等の採用も行つ

ておりますけれども、それと同じような関係での契約によつて採用するというに形式的にはなつてようかと思つております。

そういう意味で、これまで行われておる仕組みで実施ができますので、特別に新しい仕組みをつくるわけではないわけでございますから、特に任用上の問題等はないと考えております。

○山原委員 もう時間がございませんで、この客員教授は学生の指導に当たるかという点が一つです。

それからもう一つは、寄附講座では学生の取得単位に換算されるかどうかというのを伺つておきたいのです。

それからもう一つは、これまでの奨学寄附金の場合には文部省との事前協議はなかつたわけですね。ところが、今回の寄附講座設置については、「事前に文部省と必要な協議を行うものとする」と定めております。これは文部大臣裁定の中の「その他」のところに書かれておりまして、結局あなたは今大学が自主的にすべて決めるのだというところをおつしやいましたけれども、この条項、「事前に文部省と必要な協議を行うものとする」という文部大臣裁定から見ますと、大学の自主的設置というよりも、文部省がやはり介入する道をちゃんと開いているのじゃないかということが考えられる点ですね。これが一つ。

それからもう一つは、そういうことから考えますと、国からの統制、また民間からお金を出した、その出した企業からの介入を受けるという事態が起くるのは当然のことでございます。このことによつて、結局、大学またそれを構成する国家公務員が特定の企業の利益につながる行為、すなわち特定の企業の研究に協力するということが自体が、考えようによりまして、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」という憲法第十五条に抵触するのではないかと、うに私は考えるわけです。その点につきまして、結局、大学の自主性あるいは大学の持つてゐる計画的発展が阻害されて、金で企業のいわば持

ち物、下請あるいは食い物にされるのではないかと、またそれは憲法上重大な問題をやらんでおるのではないかと、このことを指摘しておきたいと思ふのです。

そういう意味では、今回の寄附講座の開設は私は直ちにやめるべきだと思ふのです。また、文部省としても、今までの経緯から申しまして慎重な態度をとるべきだと考えておるわけでございますが、この点についての見解を伺つておきたいのです。

○阿部政府委員 いろいろ御質問がございましたけれども、もちろん非常勤の教員として採用されるわけでございますから、その方々が講義等を行う単位の認定等を行うということはあり得ることでございます。これはそういうことがあるということでございます。

事前に文部省と協議ということ指導いたしましたのは、初めての制度でございますので、これにいろいろの難しい問題等も出てくる可能性もございまして、文部省が監督をしてどうこうという考え方はなくて、この運用をスムーズに進めるためにはいろいろ相談しながら進めた方がよいであらうということ、初めての制度なるがゆえに考えたということでございますので、これはひとつ誤解のないように御理解を賜りたいと思ふわけでございます。

なお、この制度を設けました趣旨につきまして、最初に申し上げましたので繰り返しませんけれども、とにかくこの運用、設置するしないか、どう運用するかということは、各大学が各大学の自主的判断によつて考えて実施をするということでございますので、私もこれは大学を信頼して対応していきたい、こう思つております。

○山原委員 意見がございすけれども、時間がまいりましたので、これでおきます。

○愛知委員長 内閣提出、学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案を議題といたしま

す。
趣旨の説明を聴取いたします。塩川文部大臣。

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○塩川国務大臣 このたび、政府から提出いたしました学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日、さまざまな新しい時代の要請の高まりにこたえて、大学を中心とする高等教育の改革を推進することは、我が国の将来を築く上で極めて重要な課題となっております。

そこで、臨時教育審議会の第二次答申を踏まえ、大学関係者を初め、広く各界の英知を結集して、大学等の高等教育の改革を積極的に推進するため、高等教育に関する基本的事項を調査審議する機関として、新たに大学審議会を文部省に設置しようとするものであります。

また、関連して、既設の大学設置審議会及び私立大学審議会を再編統合し、これまで大学設置審議会の所掌とされた大学等の設置の基準及び学位に関する事項につきましては大学審議会の所掌とするものと、私立大学等の設置認可及びこれに伴う学校法人に関する寄附行為の認可を総合的に調査審議する等の機関として、大学設置・学校法人審議会を文部省に設置しようとするものであります。

次に、法律案の内容について御説明いたします。

第一に、大学審議会につきましては、文部大臣の諮問に應じ、学校教育法によりその権限とされた事項及び大学に関する基本的事項等を調査審議して答申するとともに、必要に應じ文部大臣に勧告すること、をその所掌事務とし、文部大臣が内閣

の承認を経て任命する二十人以内の委員で組織することといたしております。

第二に、大学設置・学校法人審議会につきましては、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法によりその権限とされた事項を調査審議して答申するとともに、必要に應じ文部大臣に建議すること、をその所掌事務とし、大学関係者及び学識経験者のうちから文部大臣が任命する六十五人以内の委員で組織することといたしております。

また、同審議会に、大学設置分科会及び学校法人分科会を置くことといたしております。

さらに、学校法人分科会につきましては、実質的に現在の私立大学審議会の任務を引き継ぐこととし、その組織につきましては、私立学校法の趣旨目的である私立学校の自主性に配慮し、現在の私立大学審議会と同様となるよう、組織の基準及び委員候補者の私学団体による推薦について私立学校法に定めることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願い申し上げます。(拍手)

○愛知委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○愛知委員長 この際、御報告いたします。

本会期中、当委員会に付託されました請願は百二十五件であります。各請願の取り扱いにつきましては、理事会において慎重に検討いたしました。が、委員会での採否の決定は保留することになりましたので、御了承願います。

なお、本会期中、当委員会に参考送付された陳情書は、私学助成に関する陳情書外四件であります。

○愛知委員長 閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。

まず、内閣提出、学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案につきまして、議長に対し、閉会中審査の申し出をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○愛知委員長 起立多数。よって、本案は、議長に対し、閉会中審査の申し出をするに決しました。

次に、

第七七回国会、馬場昇君外一名提出、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

並びに

文教行政の基本施策に関する件

学校教育に関する件

社会教育に関する件

体育に関する件

学術研究及び宗教に関する件

国際文化交流に関する件

及び

文化財保護に関する件

以上の各案件につきまして、議長に対し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○愛知委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、閉会中審査案件が付託されました場合の諸件についてお諮りいたします。

まず、閉会中、参考人の出席を求め、意見を聴取する必要が生じた場合、その人選及び日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○愛知委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、閉会中、委員派遣を行う必要が生じた場合には、議長に対し、委員派遣承認申請を行

うこととし、派遣委員、派遣期間、派遣地その他、所要の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○愛知委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時九分散会

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律

（学校教育法の一部改正）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十条中「認可に関しては」を「認可を行う場合には」に、「政令で定める審議会」を「大学設置・学校法人審議会」に改め、同条を第六十条の二とし、第五十九条の次に次の一条を加える。

第六十条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合には、監督庁は、大学審議会に諮問しなければならない。

第六十八条第二項中「第六十条の政令で定める審議会」を「大学審議会」に改める。

第六十九条の二の次に次の二条を加える。

第六十九条の三 文部省に、大学審議会を置く。大学審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、文部大臣の諮問に応じ、大学（高等専門学校を含む。以下この条及び次条において同じ。）に関する基本的事項を調査審議する。

大学審議会は、前項に規定する事項に関し、必要があると認めるときは、文部大臣に対し勧告することができる。

大学審議会は、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以内の委員で組織する。

前項に定めるもののほか、大学審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十九条の四 文部省に、大学設置・学校法人審議会を置く。

大学設置・学校法人審議会は、この法律、私立学校法及び私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議する。

大学設置・学校法人審議会は、前項に規定する事項に関し、文部大臣に対し建議することができる。

大学設置・学校法人審議会は、次に掲げる者のうちから、文部大臣が任命する六十五人以上の委員で組織する。

一 大学の職員（次号に掲げる者を除く。）

二 私立の大学の職員又はこれを設置する学校法人の理事

三 学識経験のある者

大学設置・学校法人審議会に、この法律の規定によりその権限に属せられた事項の調査審議を分担させるため大学設置分科会を、私立学校法及び私立学校振興助成法の規定によりその権限に属せられた事項の調査審議を分担させるため学校法人分科会を置く。

学校法人分科会の組織の基準及び第四項第二号に掲げる者のうち学校法人分科会に属すべき委員の候補者については、私立学校法で定める。

第四項及び第五項並びに私立学校法に定めるもののほか、大学設置・学校法人審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の八中「第六十条」の下に「第六十条の二」を加える。

（私立学校法の一部改正）

第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七

十号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「私立大学審議会」を「大学設置・学校法人審議会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 文部大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、第五条第一項第一号に掲げる事項のうち私立学校の廃止、設置者の変更若しくは収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合又は同項第二号の閉鎖を命ずる場合においては、あらかじめ、大学設置・学校法人審議会の意見を聴かなければならない。

第十八条から第二十四条までを次のように改める。

（学校法人分科会の組織の基準等）

第十八条 学校教育法第六十九条の四第五項の規定により大学設置・学校法人審議会に置かれる学校法人分科会の組織については、同条第四項第二号に掲げる者のうちから任命される委員（次条において「私立大学等関係委員」という。）の数が学校法人分科会に属する委員の総数の四分の三以上になるように政令で定めるものとする。

第十九条 私立大学等関係委員の候補者は、私立大学及び私立高等専門学校が組織する政令で定める団体の推薦する者とする。

第二十条から第二十四条まで 削除

第二十六条第二項、第三十一条第二項及び第六十三条第一項中「私立大学審議会」を「大学設置・学校法人審議会」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十二年七月一日から施行する。

2 （私立学校振興助成法の一部改正）

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「私立大学審議会」を「大学設置・学校法人審議会」に改める。

理由

臨時教育審議会の答申を受け、大学を中心とする高等教育の改革の推進に資するため、大学に関する基本的事項について調査審議する等の機関として、文部省に大学審議会を置くとともに、私立大学審議会及び大学設置審議会を再編統合し、私立大学等の設置認可について総合的に調査審議する等の機関として、文部省に大学設置・学校法人審議会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十二年六月三日印刷

昭和六十二年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K